

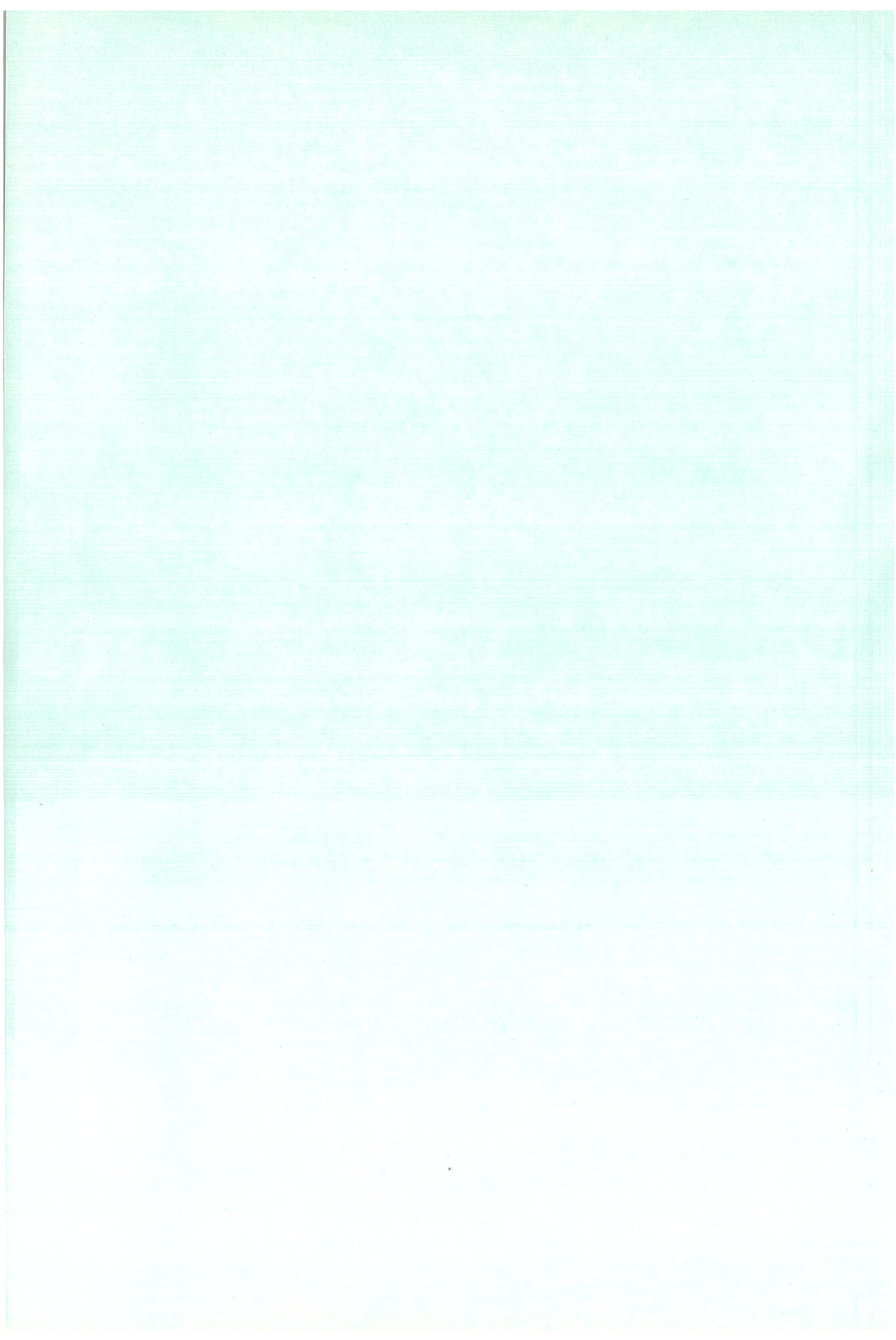
奈良県立

民俗博物館研究紀要

第 5 号

1981

奈良県立民俗博物館



奈良県立民俗博物館

研究紀要

第 5 号

農耕儀礼特集

目次

はじめに

地方における修正会（おこない考） —特に「荘厳」ということばを中心に—	浦西 勉 (1)
予祝儀礼・御田植と中世農民 —大田植と劬農の接点によせて—	奥野 義雄 (11)
県内御田植祭の詞章について	大宮 守人 (25)
奈良県下の水口祭の諸相覚書	徳田 陽子 (43)

はじめに

この博物館研究紀要は毎年刊行しておりますが、今年度で5号を迎えることになりました。当館学芸員が、日頃の資料収集や展示の中で行なってまいりました調査研究の成果を年次報告の形でまとめたものであります。

本誌が本県の民俗文化の伝承と保存、発展に多少でも役立てば幸甚です。

昭和56年3月

奈良県立民俗博物館

館長 村井 昭一

地方における修正会(おこない考)

—特に「荘厳」ということばを中心に—

浦 西 勉

はじめに

村落の寺院に残る正月の法会である修正会について考察することを目的とするものである。最初に少し説明しておかねばならないだろう。それは地方寺院における修正会の概念である。修正会とは一般に言って、寺院で修する正月の法会であることには違いない。たとえば、『尾張名所図会』^{注①}の「熱田神宮寺大薬師」の條に「修正会は正月五日の夜是を行ふ。俗に鬼祭と云て、鬼形のものを追ふ」とあるごとく、熱田神宮寺大薬師にて行なわれる正月の法会のことであろう。

それに対して、村落の寺院やお堂にて行なわれている修正会は、「おこない」とよばれている場合が多い。これは先に記した寺院の正月の法会の修正会と若干異にしている点は、前者の場合は寺院独自で行なうのに対して、地方寺院の修正会は、村人が参加して行なっている点にある。その意味では地方の寺院やお堂で行なう修正会は村落にとけこんだものと見ることができる。肥後和男氏は『宮座の研究』の中で次のように述べている。「これは(仏教の民族化)具体的には民俗的要素が次第に仏教的行事の中に入って行ったことであり、そうすることによって仏教が民族と深く結び得たのであった。それは種々の點に於いて見得るが、当面の問題たる祈年祭、又は祭田の問題についても、仏教がそれと結びものであるに至ったとすべきである。それは公にいへば修正会であろう。」^{注②}「宮座の行事を調査して行くと、全く修正會としての行事を行ってゐるのがあるのであり、さうした名をもたないにしても「行ひ」という名称を以て廣く行はる、ものは恐らくこの修正會に源流を帰すべきものであると思う。」^{注③}「勿論「行ひ」と言ふ言葉を全く抽象的にとれば、あらゆる人間行為を含むのであるが、民俗として一定の内容をもつ「行ひ」は、その意味において「修正の行ひ」たることを多く疑ふべからざるところであると思ふ」^{注④}と述べられている。少し長い引用になったが、地方における「おこない」は修正会と考へても良く、もう少しだけで言えば地方化(民族化)された仏教の修正会ということができると思う。表題にあげた「地方における修正会」は別のことばで言えば「おこない」と同意味なのである。重ねて述べることになるが、寺院の修正会が地方の人々にとってどのように受け入れられて「おこない」とよばれる行事を行ったのかを考へてみたいのである。

さて、そうはいつでもこの「おこない」行事は大変複雑で、先年少しは概念づけてみたいという目的で、次のような結論を出したことがあった。「つまり、寺院か堂（勿論古い時代の寺院は神宮寺であったと思う）で僧侶が導師となって行った行事であり、かつ村人が供物を出し、乱声、カンジョナワ、ユミウチなどをし、牛王札をもらって帰るという行事内容」^{注⑤}と考えてみたことがあった。小論でも、もう一度この点について考えてみたいのであるが、特にその行事の構造についてみてゆきたいと思うのである。今回とりあげる「荘厳」ということばはその点一つの問題をなげかけるものだと思っている。この荘厳について、二人の研究をまず紹介しておこうと思う。一つは、肥後和男氏で「宮座に於けるショウゴンもその系統（諸種の仏事について行なわれ、而も頭人が早くから存ることは）を引いたもので、恐らく修正會又は修二會の荘嚴頭人の義であらうと思ふ。従ってショウゴンと称する行事もその本質は「行ひ」であり、その特に仏事的色彩の濃厚なものであると考へられる。」^{注⑥}と述べられている。また和歌森太郎氏は「荘嚴とは修正會または修二會の勤修に際し、その法會の場所を仏具にて荘嚴に飾り、神秘的氣分を醸し出したところから、修正會又は修二會を最大の行事とする信仰団体が、その団体名を荘嚴講と称したのではなからうか」^{注⑦}と述べている。私のこの小論も結論的にはさほど違ひのあるものではないかも知れない。しかし肥後氏の言われている 荘嚴は修正會、修二會の荘嚴頭の意味かどうか、また荘嚴は「おこない」かどうかを注意してゆこうと思う。また和歌森氏がいう修正會、修二會の法會を最大の行事をする信仰団体がその飾りが神秘的な氣分を出る、荘嚴さからその名を称したのかどうかも見てゆきたいと思う。

1. 荘嚴についての資料と若干の考察

まず最初に、奈良県下において「荘嚴」とよばれているところが何例あるかを見ておくことにする。別表に文書で見出された例と伝承にて聞かれる例をまとめてみた。大字名で言えば37ヶ村にて荘嚴とよばれている。これについておいおい見てゆくつもりであるが、荘嚴の読み方は「しょうごん」とよまれていることを再確認できるのは、文書からである。文書を見ると「荘嚴」「正こん」「正言」「しゃうこん」「シャウコン」などと記されている。ここでは通例の場合すべて荘嚴という文字を使用しようと思う。

さて、このように37ヶ大字で荘嚴とよばれているところがあるが、その内容はどのようなものであったのだろうかということを次に見てゆきたいと思う。

その一例として昭和14年12月^{注⑧}に調査された巻野内のボダイボダイ行事の報告を紹介することにする。

このボダイボダイの行事は、明治初期まで同大字の荘嚴と称する講によって行われていた。その頃同大字は備後・初利の二大字に分れ、両大字とも夫々荘嚴講を組織し、講員が古記録順によって毎年一名宛輪番で当屋を勤め、講には何れも荘嚴地と称する田または宅地等を所有し、その収入で行事を行っていた。従って行事は今とは比較にならぬ程盛儀で

あった。また行事の日は旧正五日で、執行場所はその年の当屋宅であった。備後の方が午前十時から営まれ、終ってから初利側で行われた。講員が当屋宅に集まり、今も同様神職が来て、素戔鳴尊の軸物を掛けた前で祝詞を奏し、その祝詞中に一同が、一尺餘の川柳の枝にてボダイボダイと和唱しつゝ板や鉦を叩き、終了後当屋から御馳走が振舞はれた。牛王さんの印符は、備後側は現在と同様であるが、初利側は「牛王、素戔鳴尊、御霊」と記されていた。講は現在失くなり、区長が宿元になって行事を執行しているが、荘厳地は今尚存し当時の講員がその収入を分配して居る。(注 旧漢字、旧かなづかいを改めた)

この報告によると、ボダイボダイの行事は荘厳講の人々が中心となり、旧暦の1月5日に行なわれたことがわかる。また牛王の印符が作られている。この行事を見ると、全くといって良い程「おこない」と同じ内容である。その中心に行っているのが今回のテーマとしている荘厳講の人々である。上にあげた巻野内のボダイボダイの行事のみではすべて理解できないので、もう少しながめてみようと思う。

表に記した荘厳について次の二系統に分けて見ることはできないかと思う。それは、行事の名称として荘厳と示されている場合と、もう一つは、組織として(荘厳講や荘厳頭)行事に参加しているということである。この点を中心に次にみてゆこうと思う。

まず荘厳という行事として見られる資料からあげてゆくことにする。

(資料1) 天理市吉田の「吉田村神事ノシタ井コト」^{注⑩}のに次のように記されている。

一、正月二日シャウコンノ事

ヲトナシウ四人アサウキミニタウフ

ミキレキモカン ヲマワリウト□ヒラキ

ヲナシクフタリ^マタウナリ

ヌミヤウ子ンタウヲ一人マセテミスルナリ

合七人アルナリ

一、ヒルワサシウコトヒルワサシウコトクナリ

一、ウケセンワ^{アカワラケニキモ}ミツモリテ

一、サケワコヒシヤクニーツハキナリ

一、サシウナミニケヒヤウノ代セニニ五キツ^ハキタシテ、ケヒヤウ十文トヨミアケラレソロ

一、ヲヤノナキヒトワカタシロト申テ五文ツ^ハキタシテ、ケヒヤウ十文トヨミアケラレソロ

一、五ワウヲカキ、ヤナキニハサミテ、シヤウフクヲミキヒタリ、ニカサルヘシ、ヲコナキニランシャウアリ

一、御ミヤヘセニ十七文フツタツツナト申テアルナリ

一、御ヤクシノ□タンツケト申

十五文アリ、コレワシモコリ五人、ワカキモノトルナリ

以上がこの「シャコンノ事」の内容である。正月二日を「シャコンノ事」としてヲトナシウ4人、フタリタウ・ミヤウ子ンタウの7人、朝座を持つ。昼は座の人々が食事の座を持つ。座の人々はケヒヤウ（餅）の代を出し、牛王の札を作りヲコナイをして、乱声もする。神社にフツタンツナを吊す。薬師にも□タンをつけるとある。この場合の「シャウコンノ事」とはこの日の行事名を言っているようである。この場合の「シャウコンノ事」の行事は、通例「おこない」行事と同内容にみうけられる。つまり、文書中にも「ヲコナイニランシャウアリ」と記されているごとく「おこない」行事と考えてよいと思う。とすれば、この「シャコンノ事」と「おこない」は同一内容ということになる。この資料はそのように理解できるのではなかろうか。

（資料2）天理市荒巻村の「荒巻村宮座宮帳」^{注⑩}

- 一、正月四日しゃうごん之次第、三日ひるから当やニ而餅付有、神主参り、御くう三合餅六枚九ツすへ式膳、へキニ九ツ、御くうそなへもの、くしかき六つ、くし共ゆ□□たち花、くり、吉野カミ一重二御酒五合東ノ大宮様へそなへ申候、くわんのん様へ三合もち三枚、西之大宮様へそなへ
- 一、三合餅一重ノ大宮様、西之小宮様へそなへ、くわんのん様へ三枚、じゅうらしき様二枚そなへ
- 一、ごうのねもち座衆老間ニ苞合もち一つつゝ、大ぶく三つ、くう五つ、上ノしんこくり、ところ、たち花、なハ四本、大こん丸切也、外ニセギ九枚のべ紙老連 牛王米苞合代銭四文つゝ

宮座の又書として残ったものの中に、正月四日が莊嚴というようで、その次第には、大宮様、観音様、西の大宮様、西の小宮様、じゅうらしき様などへの供え物について記されている。文書中「ごうのねもち」「牛王米」というのは、おそらく牛王札が作られたことが想像できる。また主な記載は、供え物についてであるところから、この莊嚴次第は供え物との関係も考えることができると思う。

（資料3）大和郡山市美濃庄「当御社様御供物座式記帳」^{注⑪}

- 一、正月五日正言むし飯 白米座仲入用程 正言御供むし飯、御菜者 牛房大こん 高盛ニ而同事 四せん也
- 御本社様 御膳苞
- 御脇立二社様 御膳二
- 十二ら社様 御膳苞
- 横田牛頭皇様 むし飯御供斗り
- (如)
- 薬師女来様 同事

右御供六人衆古当屋新当屋 出勤之ニ而備江る也、其上御神前ニ而御幣ヲ以古当占新当江請取渡シ御神事ニ御座候御事

- 一、正月五日正言御神事座むし飯
- 菜廻り献立

汁ざく汁ざく葉入り豆腐才之目入。

膾<sup>けん九半母
大根
人じん
外二串結</sup> 引而<sup>香之物共切
たゞぎ午房ニ切</sup>

焼塩菘ツ宛

菜ハ大根午房こんにゃく里いも大豆少シ粉入そう煮、三ツ目かさニ高盛ニして

但シ御供めして名衆^{おとな}にくばり可申候事

正言座江出勤不参之人

送り膳白むし正味四百七拾目掛ケ送り但シ汁三はい 酒三ツめに菘はい宛

相渡し可申候

一、正月五日正おこないニ付

牛王柳枝四本、牛王紙菘人前ニ菘枚宛

但シ牛王判木ハ当屋預り御座候事[㊤]

牛王紙半紙御幣紙半紙半帳

正言飯米菘人前ニ菘升宛之極メなり

東之坊方飯米貳升御布施菘度ニ菘匁宛

右座配人数菘人前菘升宛と都合致シ 御布施共皆座中 当屋江渡ス也[㊤]

一、同五日正言おこないニ付花餅座配人菘人前ヲ拾七枚宛、右拾七枚之内東ノ坊江三まいわけ牛王紙ニ貳枚宛入レ候而牛王菘人前ニ菘枚宛遣し可申候事、猶花餅之儀ハ残りハ当屋へ入ル、但シ火かない菘人前ニ白米菘合七匁宛持参可致候事[㊤]

同五日正言行之間、六人衆古当新当出勤致タ時、菓子昆布かきみかん、牛王之間行相済候跡ニ而さけ肴ぞう煮たゞき午房古当屋占出ル也[㊤]

この資料では「正言むし飯」「正言御供むし飯」「正言御神事」「正言おこない」というように、記されそれぞれ「正言」の次のことばを修飾しているように思える。また「正言むし飯」を「正言のむし飯」と読んだかもしれない。そうするとこの正月五日の行事全体を、荘厳の行事と理解されていたのかもしれない。この行事をとりしきる人は、六人衆、古当屋、新当屋で行っているようである。この資料も大変意味のある内容を記していると考ええる。つまり、資料1と同様いわゆる、今日「おこない」行事と呼ばれている内容の行事と同一で、それが「正言」といわれているという点についてである。

(資料4) また同様に奈良市押熊の場合は「正こん次第之事」^{注[㊤]}として次のように記されている。

一、二月五日牛(玉)作也、是ハ座頭ハ人之内年預二人、敷事とも三人也、此賄酒菘升肴有合、同六日正ごん、牛之ね三百枚成、参米菘升、銭百文、あらひいも菘升宮寺寺入、神宮ぞうかんハ大豆、小豆、大角豆、午房、こんにゃく、米だんご、米之粉合 いろ也豆腐三角切、午房かすあへ、貳合取餅一ツ此神宮通り村中江下ス成、御神酒廻ス、次ニ盃三つめニ献、汁わん之時、引肴組重一つ一つの組替也、次ニ中座三宝とされ盃、此時長合仕、家かため也、一老より当屋盃御座候

右屋がためうつときり子孫長きうのため、千ざい万ざい永々と此もん三度となへてうつなり、次の酒廻り盃三つめ汁わんニ引肴、をやれん之時、吸物碗ふた引肴出、是に而納メ、膳之前江葉付大こん付也、

然ル所後正こんさす也、其人江ごを壺本納候時にその人一年之間火忌也、若積正ごん之時ハ酒壺升 牛之称米六升を村賄ニ而出酒之肴ハ当屋より出也。是ハ五日之日入用也 尤積正ごん四人宛ニ而相賄也、神官ハ右之通りニ而、座頭 きじとも九人之賄也、又盃廻り肴儀も右同 ニ御座候、

六日の日を荘厳とよんで、その準備は五日から始められている。この文書を見るかぎり、この行事も「おこない」と思われる点が多い。荘厳の次第と記されるところを見ると、この六日の日全体をそう呼ばれていたのであろう。

以上あげた資料は、行事内容全てについて見ることには限界があるが、それぞれ 正月二日、正月四日、正月五日、二月六日などを荘厳とよばれ、その日の行事名にもなっていることがうかがえるものである。このように荘厳とよばれる日には、牛玉杖が出てきたり、乱声があつたり、花餅が出てきたりして、「おこない」の形態と同一のようである。この点について最後に触れるつもりである。

次に示すのは行事名ではなく、行事の組織としてあらわれてくる荘厳についての資料である。たとえば、荘厳当(頭)が何々すべきことという形であらわれたものである。つまり行事の中の役名のようなものであろう。

(資料5) 生駒市高山の宮座の記録「和州添大郡高山村八幡宮并ニ郷中年中座會略記」注⑭
(享和二年(1802))

一、正月七日、荘厳當、十座とも其座々ニて上分人と年行事と壺日ふるまひ、明ハ日そなへものゝ支度成之、だんぐ式杖、但し米五升を式つに取都合壺重となす、花餅供がい壺本、但し紙は赤白黄、小佛供之品用意成之

くわ、かき、かや、かうじ、たちばな、こんぶ、あをのり、本たはら、もち、ところ、みかん、だいだい

(下略)

(資料6) 奈良市三碓の「眞福寺堂年中行事」注⑮

同八日 薬師寺行アリ、眞福寺僧侶相勤、しゃうごん之頭二人ニ而備物ハ

一 佛供一杯 佛ぶつ 一 檀供五十枚油壺合 牛王紙四帳 一花壺枚

トウフノカンニテ酒アリ、堂供イハヒ申候、是モ頭ヨリ仕出申候

右差定ハ御行ミテテ来頭ヲサシ申ス

(資料7) 香芝町下田の鹿嶋神社文書の「法楽寺法則次第」注⑯

同正月三日ノシャウコントウスヘシ

一 キモ、一 カフラ 一クリ、一タチハナ、一ユカウ、一ウスヲシキサマイ、一ソキ

三マイ

一 マエサカナ一センツツキツ サケ、マスカエ二升ツ、カミワチウシ十マイ、アツカ
ミニマイ、コノフクモリ二キエヌシフンイテスツハトカ、マスカエノサケ二升

一 三日シャウコンノコト コラウシャウシカミーチャウツ、合ミチチャウ、カミタラ
ネハホウラクショリ キツヘク候

一 ケヒャウ カモリホウシ ミヤヒジリ合三人 卅マイツ、ヲトナ方へ 百廿マイ
サタノモノ三十マイ ヒシリ廿マイ、コノノコリ ホウヤクシヘアク

一 コハウノナカサニスンハフソ ウワコハウ ノキニテトウカエシ

(資料8) 天理市布留、石上神社の「布留社神斎集」^{注⑩}

一 八日ニ未明未禮宜かなはち武ツヲ持、若宮のまへよりふだう堂の井の水をくみ神前
ニおく、その後かきとり年預のぼり神主御藏御戸をひらき、男牛、女牛を出シ右之水ニ
而あらひ、御宝蔵ニ御牛を納め、その水ニ而牛玉をおす也

左ニやしょこんしゅし有豊井より上ル、半紙ニ而牛玉をおしハしょこんとうやへ四天ニ
九日牛玉遣ス

一、未ノ刻牛玉おこなひ、神宮寺社僧勤ル、但シ社中くわんじゃうノしめを調置、まづ
くわんじょおこなひおわり、のち牛玉おこない有、

一 同日、ハしゃごんとテ上ル村之次第

一 布留村 七合餅四面 しょうじ紙志粘、此かみハ御田の時、せいのふみてくらに成ルなり

一 豊井村 かゝみ餅志面、半紙志粘、おし餅二十五まい、此紙ハハしょこん頭屋遣ス
牛玉成ル

一 三嶋村 御神酒、米三升、半紙志粘、小餅五十、白米二升

一 庄屋敷村 かゝみ餅志面、小餅、しょうじ紙志粘、米三升、かんしょうおこない
是ハ正月八日牛玉行ひノ幣ニつける切的□□

一 河原城村 志升樽 御神酒銭百文

一 指柳村 米三升

一 井戸堂村 御神酒二升樽

右かゝみ餅十三膳の御高つき当分二割、銭米共そなへる、社人三人ニ配当

右之小餅四つニわけて座する

南郷禮宜 四天

さかづきして神前惣退下

北郷禮宜 四天

以上あげた資料5から資料8までは、その当屋の役柄がわかると思う。資料5の場合の
生駒市高山の場合は、荘厳当の十座とも、「明八日そなへもの、支度成之」とあるうり、
八日の行事の準備をするのである。八日の行事とは、「正月八日快樂寺本堂行ひ昼時之頃」
とあるごとく「おこない」の行事でつまり荘厳当とはその準備をする任務であることがわ
かるかと思う。また同様に資料6の奈良市三碓の場合も、資料5と同じことである。つま

り薬師行が正月八日にあり、真福寺の僧侶が勤めるのであるが、その準備をするのが、莊嚴頭の二人であるというのである。次の資料7の下田の法楽寺法則次第の場合は「シャウコトウスヘシ」とあるところから、莊嚴当がやらねばならないことが記されていると理解できる。またこの正月三日を「シャウコンノコト」と記されているところから、この日をそうよばれたのであろう。また次の「コヲウシャウシカミ」は牛王呪師紙のことであるところから、「おこない」とも同一の行事と考えられると思う。資料8の場合は石上神社における行事であるが、ここでも「やしよこんしゅ」という名称の衆がおり、その中に「八しょうこんとうや」が居たことがわかる。そして八日の未の刻に、神宮寺の社僧が、「くわんじょうおこなひ」「牛玉おこない」をすることがわかる。そしてこの「八しょうこんとうや」の役割は、それぞれの村の下に記されたものを準備することにあると思うのである。これはあきらかに「おこない」の行事を経済的にささえる集団が莊嚴当の人であり、また様々に供えものを飾りつけるのもその莊嚴当の人々であると考えられるのである。

2. 二組の莊嚴講と神社の莊嚴講

ところで資料としてあげた8例をもう一度眺めてみると、莊嚴とよばれている行事の中に神社への供え物と仏像への供えものがある。資料1・資料2・資料3などがそれぞれいえることだと思う。資料5から7までは仏像を中心とした「おこない」で、当然仏像に供え物をするのである。この場合はあまり問題なく準備ができようが、前者の3例で、神社へ供える場合と仏像に供える場合の区別（供え物の区別ではなく、日の区別など）のあるところでは、莊嚴講が二組になっているところがある。たとえば 桜井市穴師^{注⑭}では、「宮莊嚴」と「堂莊嚴」の二つの講が存在している。そして宮莊嚴の講の人々は、正月十三日に穴師兵主神社の莊嚴之儀と関係を持っている。また堂莊嚴の人々は 正月五日に常善寺の正月の法会つまり「おこない」に関係している。このようにその規模が大きくなると神社の役割の人と寺や堂の役割の二組が生まれる場合もある。桜井市忍阪もその例だと思う。忍阪の「安政第五年戊午正月吉日、御供物盛様次第」には、正月五日営む「正言」と正月十日営む「正言」の二回あり、それぞれの講があったようで次の記録によってそのことがわかる。

次に触れておきたいことは、資料8で示した石上神社の例である。この莊嚴講は近郷の村々で組織されているようである。これと同じ例が、大神神社と兵主神社にもあったという。大神神社^{注⑮}では三輪、金屋、芝、茅原、箸中の各大字にあった。また兵主神社^{注⑯}は穴師、太田 巻野内、辻、草川、大豆越 東田、南北両檢垣にそれぞれ莊嚴講があったという。この問題についてはもう少し詳細に述べなくてはならないが、別の機会にしたい。

3. 莊嚴と「おこない」との関係

さて、資料の1から8までをみてきたのであるが、そのうち資料1から4までは行事の

名として荘厳と記されているのに対し、資料5から8までは「おこない」行事の準備する人々という意味での荘厳当であるということ述べてきた。先に示したのであるが資料1から4までの行事内容を見てゆくと「おこない」行事と考えても良い点が多い。たとえば資料1の場合の「ケヒャウノ代」「五ウウヲカキ、ヤナキニハサミテ」「ヲコナキニランシャウアリ」などからみると、ほぼ「おこない」行事の類に入るのではないかと思う。また資料2の荒巻村の場合も「ごうのおもち」「牛王米」などみると「おこない」との類似を見る思いである。また資料3を見ると、明確に正月五日は「おこない」の行事であり、その上に丁寧に「正言」をつけていることになる。このように見てくると 荘厳とよばれている行事は、「おこない」とイコールで結べる行事ではないだろうかと思うのである。しかし、最初に地方寺院の修正会「おこない」について記した時に、それは寺院で行なう正月行事と記した。その点資料1から3は具体的な場所や導師はわからない。そこで本来ならその面も論じてから始めて「おこない」と荘厳とはイコールとしなければならないだろう。その点は今のところ論じるまでに致っていない。今後の課題である。

さて資料5については、正月八日快樂寺の「本堂行ひ」の準備としての荘厳当であることが明らかである。また資料6の場合も、正月八日の薬師の「おこない」について、真福寺

	地名	記録・文書名	記載文字及び伝承	出典
1	奈良市三徳町	真福寺堂年中行事 (延宝九〔1681〕)		富雄村史 P.196
2	奈良市秋篠町	(伝 承)	ショウゴン	平城村史 P.332
3	奈良市押熊町	宮座講事目録控 (天保七〔1837〕)		P.302
4	生駒市高山	高山村八幡宮井ニ懸申年中座會略記 (享和ニ〔1717〕)	荘厳當	宮座の研究 P.465
5	大和郡山田美濃庄	当神社様御供物座式記帳 (寛政十〔1800〕)		郡山市史史料集 P.425
6	大和郡山田八条町	一夜松宮本日記 (永正十六〔1519〕)	シャウゴン	" P.517
7	大和市塙	座衆定之帳 (延享四〔1747〕)	しゃうこん	大和市史史料編一巻 P.444
8	大和市占田	占田村神事ノシク井ノコト (元和二〔1616〕)	シャウゴンノ事	" P.314
9	大和市荒巻	荒巻村宮座宮帳 (安永九〔1780〕)	しゃうごん之次第	" P.423
10	大和市布留	布留社神齋集 (延享三〔1746〕)	やしよこんしよ	" P.57
11	大和市豊井	"	"	" P.57
12	大和市三嶋	"	"	" P.57
13	大和市庄屋敷	"	"	" P.57
14	大和市河原城	"	"	" P.57
15	大和市指柳	"	"	" P.57
16	大和市井戸堂	"	"	" P.57
17	桜井市角柄	(伝 承)	正言座・荘厳	縣 上 P.237
18	桜井市初瀬	(")	荘厳之事	宮座の研究 P.464
19	桜井市忍坂	御供物盛儀次第 (安政五〔1857〕)	正 言	和州祭礼記 P.257
20	桜井市三輪	(伝 承)	荘厳講	" P.243
21	桜井市金屋	(")	"	" P.214
22	桜井市芝	(")	"	" P.214
23	桜井市茅原	(")	"	" P.191
24	桜井市箸中	(")	シャウゴン	三輪叢書
25	桜井市六師	堂御荘厳儀式 (寛政十〔1798〕)	宮荘厳 堂荘厳	" P.163
26	桜井市太田	(伝 承)	荘厳講	" P.134
27	桜井市巻野内	(")	"	" P.134
28	桜井市辻	(")	"	" P.134
29	桜井市草川	(")	"	" P.134
30	桜井市大豆越	(")	"	" P.134
31	桜井市東田	(")	"	" P.134
32	桜井市南松垣	(")	"	" P.134
33	桜井市北松垣	(")	"	" P.134
34	明日香村上平田	大和國高取鎮風俗問答	"	日本歴史文書史料集成九巻 P.628
35	斑鳩町法隆寺	"	荘厳制	" P.628
36	香芝町下田	法樂与法則次第 (永正元〔1504〕)	ショウゴントウ	下田村史 P.363
37	榛原町長峯	表紙不明年代不詳	荘厳勅	榛原町史 P.337

▲ 表1

の僧侶が導師となり、莊嚴頭二人がその順準をしているのである。資料7、についても、ショウコントウのズベキこととしてその用件は供え物を作ることを意味しているようである。資料8については、石上神社に奉仕する各村々に、莊嚴頭屋が定められていたことがわかる資料である。資料4と資料5はその日の行事名は「おこない」で、莊嚴頭との関係がよく理解できる。どうも、莊嚴頭の人々は「おこない」行事の準備をする人々ではなかったかと思うのである。

ま と め

ここで論じたかったことは、はじめに記したとおり、地方の寺院の修正会つまり「おこない」と莊嚴との関係であった。資料などが多くないのに結論を出すべきでないかもしれないが、ここに一応の結論を出しておきたい。地方において莊嚴といわれている場合は二種類を考えておかねばならない。その一つは、「おこない」と同義語の行事として莊嚴という名称が与えられている。つまり行事内容は同じであるが、その呼び方が優位であったということである。もう一つは、「おこない」の行事を準備する人々の集団であったと思う。つまり「おこない」行事にとって、供え物や牛玉札づくりなどの数多くの用意をした中心的な人であったものである。地方において莊嚴といわれる場合この二つの内容を最初に考えねばならないであろうと思う。

- | | | |
|-----|--|-------------------|
| 注 ① | 岡田 啓・野口道直「大日本名所図会」第8編 | (大正7年) |
| ② | 肥後和男「宮座の研究」 | 414 ページ(昭和45年9月) |
| ③ | 同 上 | 420 ページ(同 上) |
| ④ | 同 上 | 421 ページ(同 上) |
| ⑤ | 拙稿「大和のオコナイについての覚書」(「奈良県立民俗博物館研究紀要第3号」所収) | 28 ページ(昭和54年3月) |
| ⑥ | 肥後和男「宮座の研究」 | 459 ページ(昭和45年9月) |
| ⑦ | 辻本好孝「和州祭礼記」文中の和歌森太郎氏談 | 132 ページ(昭和19年3月) |
| ⑧ | 同 上 | 131~132 ページ(同 上) |
| ⑨ | 「天理市史 史料編」 | 314 ページ(昭和52年3月) |
| ⑩ | 同 上 | 423 ページ(同 上) |
| ⑪ | 「郡山市史 史料編」 | 425 ページ(昭和41年7月) |
| ⑫ | 「平城村史」 | 302 ページ(昭和46年11月) |
| ⑬ | 肥後和男「宮座の研究」 | 465 ページ(昭和45年9月) |
| ⑭ | 「富雄村史」 | 196 ページ(昭和29年12月) |
| ⑮ | 「大和下田村史」 | 363 ページ(昭和31年3月) |
| ⑯ | 「天理市史 史料編」 | 57 ページ(昭和52年3月) |
| ⑰ | 辻本好孝「和州祭礼記」 | 163 ページ(昭和19年3月) |
| ⑱ | 同 上 | 243 ページ(同 上) |
| ⑲ | 同 上 | 134 ページ(同 上) |

予祝儀礼・御田植と中世農民

—大田植と勸農の接点によせて—

奥 野 義 雄

はじめに

農耕社会を基盤にしたわが国の文化現象はその多くを農耕に関連したものに求められてきたのである。農耕を基調とする行事や儀礼は、農耕における豊穡に根差すものであったといっても大過ないであろう。

ここで検討しようとする農耕における予祝儀礼としての御田植祭もその地域によって違いをみせる。また、地域差だけでなく、各神社においても相違する点が少なくないのである。この御田植祭における差異は、民俗学や芸能史の分野から提示されてきたものである。この民俗調査による現状の御田植祭の提示や、芸能史の視点から検討・分析されてきた御田植祭の歴史的な位置づけとともに、網野善彦氏の『日本中世の民衆像—平民と職人—』にみる「大田植」に対する視点も今後検討していかなければならない点であると考えている（岩波新書本）。すなわち、少し長文に亘るが、御田植祭が単に農耕儀礼としてのみ生みだされたものではなく、その社会の必要・要請によって創造されたというその要因を考えてみる契機として捉えるために繕くと、

民俗学のほうの成果によりますと、「大田」というのは共同体のなかでとくに重要な意味をもつ田地で、大田植^{おおたうえ}という行事はもともと村中が総出で、まず長者の田地の田植をやるということからきた習慣だといわれています。現在でもこの行事は形を変えて行われているのですが、さきほどの賦役はその流れをくんでいるのではないかと。同じような事例をいくつかあげませんと、十分に説得的な説明にはならないと思いますが、ともかく直^ち営^{えい}地^ちでの賦役として、経済学的には労働地代といえるとしても、歴史的には、それだけではなく、大田植の変形の一面があると理解する必要があるのではないかと。大田植が地頭・荘官の正作・佃の形になって、大田植の行なわれる場になっているという側面があったのではないかと。こうした賦役のさい、食事や酒が百姓に給付されるのが通例なのですが、これもそこから自然に理解することができる。

という網野氏の大田植（御田植祭）に対する見解が窺える（傍点・傍線—奥野、以下省略）。この同氏の見解で民俗学の成果として捉えられている御田植祭がまず「長者の田地の田植をやる」という習慣からであったか、否かは一般的には提示されていないといえる。この

見解を除いて、同氏の提起された中世社会での大田植（御田植祭）にはその可能性があると考えている。いいかえると、㊦長者の田地の田植を行なうこと。㊦大田が地頭・荘官の正作・佃の形となり、大田植が行なわれたこと、そして㊦直営地で耕作する百姓に対する賦役労働＝労働地代として大田での田植が義務づけられた結果から大田植が行なわれたと考えられなくはない。

これらの提起は、中世の荘園と村落の中で再検討する必要があるが、大きな課題であるため一つひとつを検討していくべき史料の蓄積をもたないので、ここでは長者とか、地頭・荘官とか称されていた百姓・農民を支配してきた社会層からみた御田植祭に対する思考について提示したいと考えている。この思考が支配的なもの、つまり労働地代として大田植が行なわれるべきものか、否かを側面から示唆してくれると考えている。

そこで、この点を検討するために大和・春日大社の御田植祭を対象にし、この御田植祭の現状と史料を提示していくことにしたい。さらに、春日大社の御田植祭の現状把握に関連し、大和にのこる2、3の御田植祭の現況を列举し、大和においては「長者の田地の田植」をまず行なうという民俗事例のないことも提示しておきたいと考えている。

1 春日大社の御田植祭とその変遷

春日大社の御田植祭は、五穀豊饒を祈願する祭典であり、御田植祭と御田植神事からなっている。このことは周知のとおりであり、明治五（1872）年以前は、正月の申の日に行なわれていたが、現在は3月15日に定着している。

毎年3月15日午前10時から春日大社本社殿において御田植祭が行なわれる。修祓をかききりに、神饌を供えた後宮司の奉幣が行なわれる。その後、その年の五穀豊穰を祈る祝詞が奏上されて、この祭礼が終る。この大社での祭典後、若宮・榎本神社へ参進し、大社で行なった同儀式を営み、御田植祭が終るのである。

御田植祭が終って後、午前11時に神楽男、八乙女、田主以下の人々が若宮の神楽殿に参



▲ 田楽を打ち鳴らしての大田植（『栄華物語』）

集して、大社に参拝するのである。この後、林檎の庭で御田植の神事が始まる。

この御田植神事は、まず唐鋤行事と呼ばれる田圃の耕作の所作から始まる。白丁の姿の「口取り役」が、牛面を被った牛に扮した牛男をひき、田主が牛男にひかせた唐鋤をあやつりながら、田を耕作する所作を行なうのである。唐鋤行事は、庭を3周して終るのである。この行事が終ると、鍬行事に移る。田主が鍬をとって、中央正面で左右と中央を3度土を耕作する所作を行ない、さらに左面と右面でも同じ所作を繰り返して行なってから、一掛してこの行事は終るのである。この後、唐鋤行事と同様に牛男が馬把まぐわをひき、田主はこの馬把をあやつりながら田を耕やす所作を行なう。これを馬把行事という。次に田主は、こまざらえ、と呼ぶ農具を使い、鍬行事と同様の所作を行なう。

こうして、田圃づくりの所作が終ると、八乙女による御田植の所作が始まるのである。御田植唄にあわせて、八乙女が田舞と田植を行ない、御田植神事も大詰めとなる。

このように今日では春日大社の御田植祭が行なわれているが、その変遷について次に垣間見よう。

平安時代末期から行なわれたと考えられている春日大社の御田植祭について、それ以後の状況を史料から窺ってみることにしよう。

長寛元（1163）年正月の申の日に始められて以後、今日に至るが、春日大社の御田植祭は、次の史料にみるごとく「田植（植）之義（儀）」あるいは「田植（植）」と称されていたのである。すなわち、『春日社記録』の「中臣祐定記」にみえる寛元四（1246）年正月十八日の条に、
今日可有田植（植）之義、行幸之還御酉刻之間、入夜田植不吉之旨巫等申之、延引可爲晦日之由（儀）、

と記載されていて、正月十八日の今日田植が行なわれるはずであったが、夜になって田植の儀を行なうには日が悪いとのことで、正月晦日に日延べしたというような内容が述べられているのである。この史料は、同大社の御田植祭の記述としては周知のものである。

この寛元四（1246）年以降、「田植」に関する記載をみるが、そのほとんど、行事が行なわれたというもので、行事内容を表わす記述は少ない。その2、3例を挙げると次のとおりである。

- ①、文永十（1273）年正月十八日の条（『春日社記録』一、「一九、中臣祐賢記」）
田ウエ、祐賢下知拜殿（儀）、近代若宮ノ田ウエ無下略定之条、以外次第也
- ②、建治三（1277）年正月十八日の条（『春日社記録』二、「二二、中臣祐賢記」）
摂津守祐親上洛、（中略）、神人等三方十人上洛了、今日、恒例田植（植）也
- ③、弘安三（1280）年正月十八日の条（『春日社記録』三、「二五、中臣祐賢記」）
田植在之、

この①②③の史料をみるかぎり、春日大社の御田植祭は、従来単に「田植（植）」「田ウエ」と呼ばれ、山城でみられるごとく田楽などをまじえた祭礼ではなかったように思える。すなわち、『長秋記』一の大治四（1129）年五月十日の条の「依田植事御幸八條殿事」の

記述によると、種女20人（早乙女か）による田植の後、田楽法師による一興が添えられたことが窺える。この記載の内容を含め、田植の祭礼が貴族や皇族の鑑賞の対象という見解が一般的である。

このことはともかくとして、春日大社の「田植之義」には、田楽法師らによる芸能的色彩は帯びていなかったのではないかと考えている。なぜなら、さきの①②③の史料とともに次の史料も、「田植」に関する内容を記載しながらも、田楽法師などの芸能についての記述をみないという点と、後述するが中世後半における史料にも芸能集団としての田楽法師のことが皆無であるという点から、芸能的要素をもたなかったと類推し得る。すなわち、「田植」に関する若干の内容を示す『春日社記録』三の「二八、中臣祐春記」の正応二（

1289）年正月十一日の条に、

今日大雪降

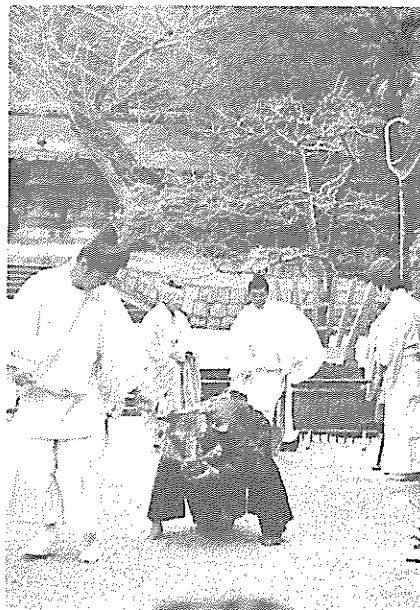
御神事如例、（中略）、次若宮田植も來十六日ニ雖相當、今度申日廿八日ニ可令勤仕之由、（延之「か」） 拜殿へ祐春下知了、又五八乙女事、翌舞も 人ノ進スル神楽ヲハ乍居行之也、集會人数等

とあり、正月一六日が二八日に延期されることを中臣祐春が拜殿へ下知し、「五八乙女」のことつまり「翌舞」も延びた、という記載であった。

この断片的な内容の記載事実から、春日大社における御田植祭は、田植所作と早乙女の田舞いを想定させるが、田楽法師らの芸能を伴ったとは考えられないようである。

このことは、時期がずっと下った室町時代後半においても考えられる。すなわち、『大乘院寺社雑事記』の条々からも窺え、2、3の史料を挙げると次のとおりである。

①、文明五（1473）年正月十六日の条（同『雑事記』五、「尋尊大僧正記六十六」）



▲ 奈良春日大社の御田植祭（左・右共）

春日御田植也、田舎叢参詣、深雨也、爲田作吉事歟

- ㊦、文明十二（1480）年正月十五日の条（同『雑事記』七、「尋尊大僧正記九十二」）
社頭御田植也、田舎人群集如例、
- ㊧、長享二（1488）年正月十九日の条（同『雑事記』九、「尋尊大僧正記百三十二」）
春日御田植、田舎人参詣
- ㊨、永正四（1507）年正月十六日の条（同『雑事記』十二、「尋尊大僧正記百九十五」）
社頭御田植也、

これら㊦から㊨に至る史料には、田植が行なわれたという事実の記載のみであり、その事実内容については触れられていないのである。同様に、これより以前の時期においても「春日田植也」「⁽¹⁴⁴⁹⁾『経覚私要鈔』第二・文安六年正月十四日の条、同第三・⁽¹⁴⁵⁶⁾康正二年正月十四日の条」と記載されるのみで、中世公家に興をもたらず行事ではなかったと考えられる。

さらに、㊦から㊨に至る時期以降において、春日大社の御田植祭に関する記載、すなわち『多聞院日記』においては、すでに触れたごとく、興福寺関係の僧侶が記述した『大乘院寺社雑事記』や『経覚私要鈔』と同様の記載事実であることを知る。

たとえば、同『日記』一の天文十一（1542）年正月十五日の条の

今日社頭御田植也、依大雨田舎象一向不参詣也

という記述や、同『日記』二の永禄十三（1570）年正月十六日の条の

御田植、天氣一日快然、上下万人参詣数多

とあり、芸術的色彩を帯びていたという記載もみられないのである。



▲ 奈良春日大社の御田植祭（左・右共）

しかし、この御田植祭は芸態を想定するよりもむしろ、厳肅な祭礼とりわけ五穀豊穡の祈願を主とした儀式として捉えるべきではなからうか。なぜなら、同『日記』四の天正十七（1589）年正月十二日の条にみえる、

御田植、庚申、仁王経修之、釜地上、雪下、
社参田舎衆數多、雪ニ各々沈思々々

という記述から、御田植と仁王経とのかかわりによって厳肅さを考えざるを得ない。

このように春日大社および興福寺関係の史料を繙くことによって、春日大社の御田植祭が、史料上に芸能的要素を伴ったとみられる記載がないという現実から、現今の祭礼と類似した形態のものであったと想定せざるをえないのである。しかしながら、史料的に皆無であることが、すぐさま芸能的要素が存在しなかったという結論を導くものでない。

さらに、『春日社記録』による「田植之義」の祭礼の呼称が、『大乘院寺社雑事記』にみえる「御田植」へと変移してきたことも知り得た事実である。いいかえると、現今の呼称と同様な名称が、15世紀後半に表われてきたことを知る。

では、この御田植祭を春日大社そして興福寺関係者である神職や僧侶はどのように考えていたかを検討してみたい。

この御田植祭に対する神職や僧侶らの思考は、すでに列挙した史料からも窺える。たとえば、④の史料にみる「爲田作吉事敷」という記述は、祭礼当日に雨をもたらししたことに対する意識を示すものである。同じような記述は、『多聞院日記』一の永禄九（1566）年正月十五日の条にみえる。すなわち、

御田植在之、暁ニ少雨下、一日天氣快然、
夕部ニ少雨下、仕合一段、熟年之瑞相也云々

という記述がそれである。さらに、同『日記』三の天正十九（1591）年正月廿三日の条にみえる記述も同じ見解を示すものである。すなわち、

十三日八甲ノ日也、立春以前ノ間、近日當社御田植在之、足元濕潤一段吉兆、珍重々々、
（下略）

という記述がそれであり、申の日にあたる一三日が「立春」以前であったので、日延べして近々に「御田植」があることや「足元」（土地を示すのであろう）が湿潤とした状態になっていて吉兆を呈しているように思えるということが述べられている。

この日延べした御田植祭は、同年正月二五日の申の日に行なわれたと考えられ、「立春」以前には「御田植」を行なうことはなかったことを知る。

このことは次の2つの史料すなわち『多聞院日記』四、から明らかにし得るとともに、春日大社の御田植においては立春以後に行なわれたといえる。

I、天正十九（1591）年十二月廿四日の条に

立春、雨社社参了、先夜風雨全ニ無之、静ニ越年、（下略）

II、天正二十（1592）年正月十一日の条に

當社御田植[○]毛[○]日也、雨降豊熟之瑞、珍重々々、(下略)

この(I)・(II)の史料のほか、永禄九(1466)年正月七日の「立春、昨今天氣快然」という記述と同月十五日の「御田植在之」という記載からも、立春以後に「御田植」が行なわれていたことを理解し得るのである。だが、何故に「立春」以後に御田植祭が定められるべきかは明確ではない。

このことはともかくとし、「御田植」が営まれる要件には、すでにみたごとく、五穀豊穡の祈願が、「御田植」当日の自然現象とのかかわりで、半ば占いの感覚で述べられていたというべきであろう。

このように春日大社の御田植祭の変遷を史料から窺うかぎり、次のごとく整理することができる。

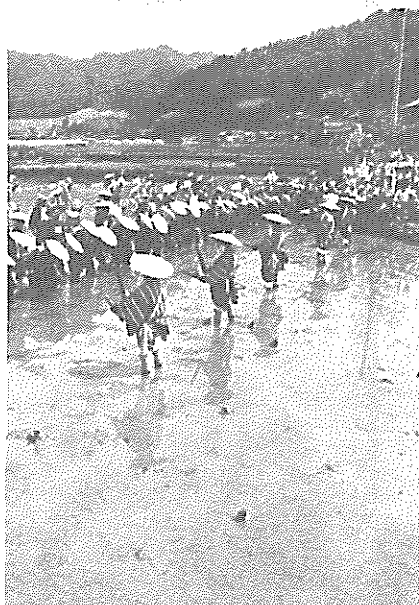
- (1)、「田植」の儀式から「御田植」の儀式へと呼称が変化し、15世紀中頃にこの変化があったと考えられること。
- (2)、一般に田楽・風流と称されて一種の芸術的色彩を呈していたと考えられないこと。
- (3)、御田植祭には、五穀豊穡の祈願が込められていて、祭礼当日の天候からその年の吉凶を感覚的に捉えている神職・僧侶の意識が窺えること。

以上のように整理し得るが、このほかに御田植祭に参集した人々がいかなる社会層のものであったかを示唆してくれる。

たとえば、すでに触れた『大乘院寺社雑事記』の④⑩⑮の史料にみえる「田舎輩」「田舎人」という表現や、『多聞院日記』の「田舎衆」、さらに同『日記』の天正十(1541)年正月十三日の条の「春日御田植國中土民百姓群^(郡)山諸大名衆社参次以見物」という記載か



▲ 大阪住吉大社の御田植祭



▲ 広島県・美里町の田囃し

ら容易に見物人の社会層が窺える。すなわち、上は大和国の土豪層から下は百姓・土民にいたるまでという広範囲な身分のものが春日大社御田植に参集したことになる。

2 中世大和の御田植から

大和の春日大社の「御田植」について緋いたかぎり、同大社での「御田植」には芸能的要素が伴っていないであろうと考えたい。また、13世紀中頃以降の「田植之義」あるいは「御田植」において、春日社領または興福寺領を背景とした中世の荘園領主の賦役と関連する史料をもみないのである。

しかし、山城における「田植」の祭礼が芸能的色彩を呈し、平安貴族・皇族や中世公家の鑑賞の対称化にあったと考えられている。また、後述する史料には百姓農民に対する賦役と関連する内容があるようにみえる。

たとえば、すでに触れた『長秋記』一の大治四（1129）年五月十日の条の「依田植事御幸八條殿事」にみる。

於八條殿有種田事、昨日雖可有此事、依雨延引、辰始参院、（中略）、午斜種田事始、此間忠能朝臣來、告参上可見物之由、（中略）、於泉舎北縁見物、種女廿人着赤水干、紺帷、黄生絹裳、檢笠、向御前雙立種之、其後有田楽者、着白張布、狩衣袴、淺黄目結帷、懸鼓攪左々良吹笛、振指之類雙立唱歌又相投苗軍、[○]又散樂弘延大鳥帽、立田畝行事、持破唐笠之者一人相從、又田楽法師等十余人著當色、進出御前、一廻了、（中略）、或説云、田種樂興此樂有相違之故、暫被留也云々、（下略）

という記述をみると、平安貴族の一興を添えたものと捉えることができる。さらに、この「田植事」について、同日に参仕した中御門右大臣宗忠は、自らの日記つまり『中右記』一の大治四（1129）年五月十日の条で次のように叙述していたのである。

三院御幸八條、有田植興、内大臣以下参仕、申時許還御云々

という記載がそれであり、この「田植事」は「田植興」と捉えられていたことがわかる。

また、『中右記』五の大治二（1127）年五月十四日の条にも

早且三院御幸鳥羽、有田種興云々、（中略）、頃而人々参上、或布衣直衣、殿上人皆布衣、三院寄御車御覽、公卿殿上人候馬場北、女院女房乘舟見物、^{（別注略）}有田植興、種女廿二人、其装束金銀錦緞、皆有風流、天下過差不可記盡、^{（別注略）}有牛二頭、又有田樂、（下略）

とあるように、「田種興」あるいは「田植興」と理解されていたようである。そして、この御田植祭はすべてが風流で、田楽風流と考えられる。さらに、「有牛二頭」という記載から牛耕の所作を想定しないわけにはいかない。

したがって、田楽風流を呈する種田＝田植は、一興を添えるには充分である。ゆえに、同じく『中右記』二の長治元（1104）年五月十五日の条の「参鳥羽殿、仁王講間内大臣以下公卿五人参會、講以前先於東面方有耕作興、田樂遊興誠動感情」という文言が示唆す

るごとく、「田樂遊興」であったが故に<誠に感情が動かされた>という思いであったといえる。

しかし、大和にのこる御田植祭には、遊興を伴う形態はないといっても大過ないであろう。さらに、大和の御田植祭の大半が、その変遷をたどるとき、言い伝えでは平安時代あるいは鎌倉・室町時代に遡り得るが、史料からは江戸時代を上限とし、それ以上の時期の文献が皆無に等しい。

ただ、下田・鹿嶋神社の「御田植」に関する史料は、鎌倉時代末期のもので、すでに消滅してしまった鹿嶋神社の御田植祭の行事を提示してくれる。すなわち、『鹿嶋神社文書』の元弘元（1331）年正月日の「座象経営録」に、

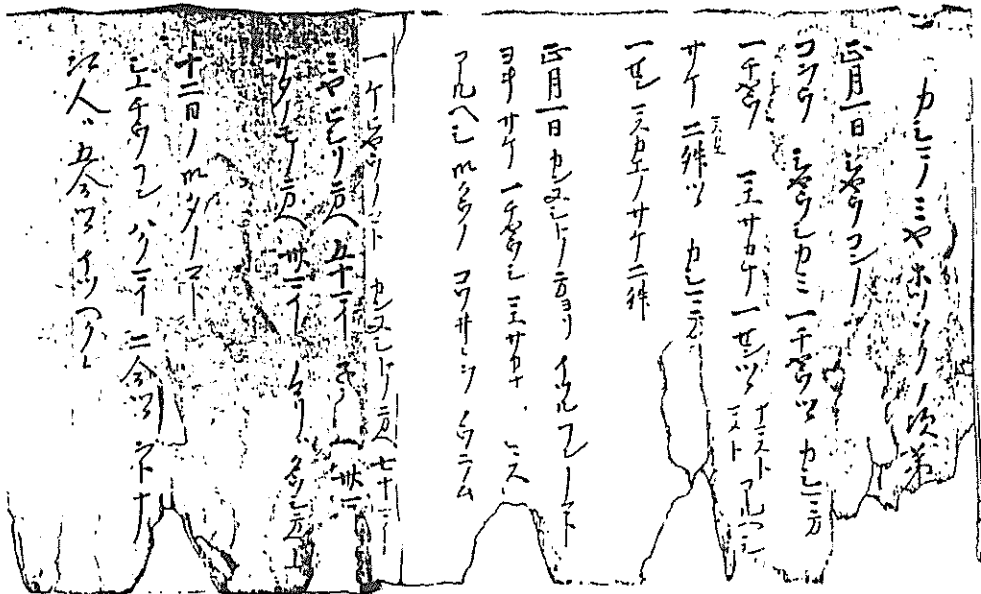
正月一日 莊嚴之事
 同 十二日 御田之事
 五月五日 祭之事
 八月十三日 祭之事
 同 十三日 猿樂祿事
 二季猿祭之事

という祭礼の日程が記述されているのである。さらに、同『文書』の第34号文書に、

(鹿嶋ノ宮法則)
 カシマノミヤホソクノ次第
(莊嚴) 正月一日シャウコンノ (コトカ)

コラウシャウシカミーチョウツ、カシマ方一チャウマエサカナーセンツ、ナマストアルヘシ

(中 略)



▲ 鹿嶋神社文書 (部分)

十二日ノ御タノコト^(田)
〔衆中分白米〕
 シュチウフンハクマイ 二合ツ、ヲトナ頭人ハ五合ツ、ノツヘク候
 と記述されていて、行事内容は明確ではないが、正月一二日の「御タノコト」で「シュチ
 ウフン」(衆中分)として「ハクマイ 二合ツ、」と、「ヲトナ頭人」分として「五合ツ
 、」の白米を出すことが窺える。

この文書によって、「御タ」のときには衆中つまり鹿嶋神社にかかわる宮座々衆から白米を二合ずつ、頭人つまり当屋と乙名から五合ずつ行事経営の費用として収納していたことがわかる。このことは、御田植祭が鎌倉時代末期以降、宮座を中心に営まれたものであり、この行事経営に滞った座衆が経費を負担したことを提示している。

したがって、鹿嶋神社の御田植祭は、中世において、長者や荘官などの直営田を耕作すべき賦役の側面を伴ったものでないことを示しているといえる。

さらに、すでに触れた『長秋記』一の大治四(1129)年五月十日の条の「依田植事御幸八條殿事」でみた「田植樂與此樂有相違之故」云々という記述や八條殿において「種田事」が行なわれる記述、さらに『中右記』五の大治二(1127)年五月十四日の条の「三院御幸鳥羽、有田種興 云々」という記述は、元來神社を基盤とした行事と考えられている「御田植」が貴族・皇族の館・邸宅で行なわれる「御田植」と相違することを暗示させる。

神社で営む「御田植」が農耕儀礼であることは、すでに触れた『鹿嶋神社文書』を繙くことで理解できよう。すなわち、法樂寺に関する行事(A)と、鹿嶋神社に関する行事(B)を記載する「座衆経営録」をみると、

(A) 法樂寺

正月二日 福盛事
 八日 蘇民事 但仁王会
 十六日 結鎮壯嚴之事 附弓的舞樂等
 十七日 老人事 但有振舞
 十八日 御祈祷百座講
 冠法師二人 法樂寺三人 宮聖一人修行之
 二月三日 壯嚴事 但如正月
 五月 修法如正月
 九月 祈祷如正月
 右每度結衆列座矣。己上挙条目網領了焉
 天治元^年 秋九月 日

(B) 鹿嶋神社

正月一日 壯嚴之事
 同十二日 御田之事
 五月五日 祭之事

八月十三日 祭之事

同十三日 猿楽祿事

二季猿祭之事

已上

元弘元年幸末正月日

とあり、法楽寺に関する行事については天治元（1124）年の記録、鹿嶋神社に関する行事については元弘元（1331）年の記録をもとにしたことがわかる。そして、法楽寺と鹿嶋神社の行事を対比してみると次のごとき点を挙げるができる。

- ①、行事内容自体は不明であるが、「壮嚴之事」という文言からみて、寺院および神社において営まれていること。ただ、寺院での荘嚴には弓射が付随しているしていることがわかり、現在も受け継がれているケイチンあるいはケチンと呼ばれる弓射ち行事であると考えられる。
- ②、寺院および神社の各行事が重なりあうことなく営まれていること。
- ③、寺院における行事である「祈禱」は、神社においてはみられず、反面神社の「猿楽」の行事は寺院にはないこと。

以上のとおり、寺院と神社における行事の差異および同一性をみてきたが、明らかに鎌倉・室町時代においては社寺の行事が別々の形態で営まれていたことを知る。

現在行なわれている御田植祭に弓射ちが併行している民俗行事は、明らかに本来別々のものでありながら、神社と寺院（宮寺とも呼ぶ場合が少なくない。法楽寺と鹿嶋神社にみる「宮聖」「ミヤヒシリ」などは、このことを端的に表現していると考えている）のい



▲ 奈良市押熊の御田植祭

れかの盛衰によって行事が融合し、後世に受け継がれていったと考えざるを得ないのである。

たとえば、奈良市押熊の宮座がのこす天保七（1836）年の「宮座諸事目録控」をみると、「正月元日朝拝之事」に続いて「正月十一日^(りいちん)卦亭之事」には、

御田之時ハあきの方むかへて祭ル也、

弓初ハ四方開ニ而する也、

と記述され、御田植祭と弓射ちが融合し、正月十一日（現在は1カ月遅れた2月11日）に営まれたことを知る。

さらに、「卦亭之事」の記載を窺うと、「参米苞升・銭百文^官寺へ入、黒米苞升つ、四座^之入^に、口あけ賦、苞人当屋之斎八神官之通りニ而、座頭^八入^しきじとも之^職賄也」と記述されていて、「官寺」の存在を知るが、官寺としての機能を果していたか、否かは明らかではない。しかし、宮座四座（松座・竹座・鶴座・亀座のことで、昭和4年頃に合体して一座となる）か神社の諸行事をとりしきる記述のみで、この時期つまり天保七（1836）年頃には、官寺としての機能を果しえなかったのではないかと推察し得る。

このように大雑把ではあるが、大和の御田植をみると、いくつかの特色を提示することができると考えている。すなわち、

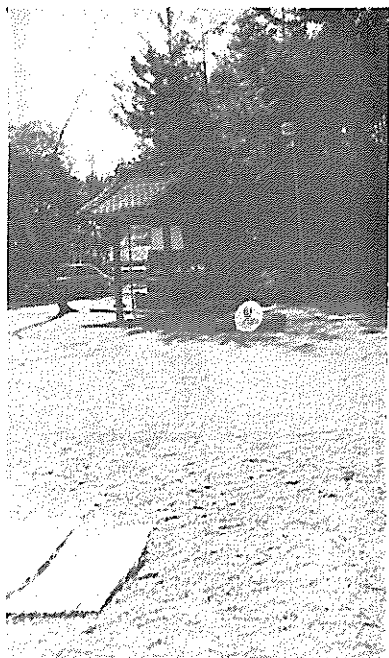
(1)、他地域でみられるごとき芸態を呈した御田植祭とは異なり、農耕の所作を主なものとした祭礼であること。

(2)、神社を中心とした宮座の行事であり、寺院が行なうべき行事と融合した行事として

大和の御田植祭を捉えることができること。

(3)、中世の荘園村落内の農耕にかかわる領主的制約を受けて行なわれた行事として御田植祭を把握することは困難である。つまり、中世の荘園機構下での地頭・荘官の大田を労働地代として耕作する際に行なわれたと想定されているごとき要因を御田植祭では見出し得ないこと。

このように大和の御田植祭の特性を整理し得るが、(3)の想定に対しては、今後中世荘園と村落にみる荘園領主や在地領主と農民・百姓の在り方、とりわけ負担体系から検討することによって明確な解答が得られるのではないかと考えている。このことは単に民俗行事としての御田植祭の変遷と位置づけを明らかにするだけでなく、中世荘園村落での農民・百姓と呼ぶべき中



▲ 奈良市押熊の御田植祭後の弓射ち神事

世民衆の生活史の側面を提示することになるといえる。

一方、御田植祭と結鎮・弓射ちさらに修正会とのかかわりを検討することによって、神社が果たした役割とともに神社と併設した官寺の村落に果たした役割の一端を提示することもできるのではないかと考えている。それは単に官寺が行事の経営に果たした成果だけでなく、村落内の民衆に及ぼした宗教的要因を追求すべき糸口になるのではないかと想定している。この宗教的なもの、とりわけ仏教信仰を受け入れる民衆に対して布教活動を行なったといわれている担い手である「^{ひじり}聖」、ここでは「宮聖」の村落内での役割が明らかになるのではないかと考える。

3 耕田之禮と勸農の制と御田植

農耕に関する儀礼と考えられる記述については、『類聚國史』第1の「帝王部十一 天皇行幸下」の「清和天皇貞観六年二月廿五日壬午」の条に

山城國史守正四位下紀朝臣今守等率郡可百姓於東垣外。行耕田之禮。欲令帝覽之知農民之有事也。

という記載があり、ここにみえる「耕田之禮」は一種の農耕儀礼と考えられている（『増補國史大系』普及版）。

この耕田の礼が、御田植祭と結びつく素型であると想定するならば、山城国の国司等が郡司・百姓を東垣の外へ率いて、耕田の礼を行なったという内容は、すでに触れた網野善彦氏の御田植祭に関する想定、つまり直営地に対する賦役において行なわれるものではないかという推察もまったく否定しがたくなろう。このことは、農民のこの行事を天皇が御覧になりたいと望んだ「耕田之禮」は国司によって統轄されている以上、国司の支配する公領・公田を耕作する農民でなければならないことを物語るのである。

したがって、網野氏の〈御田植祭の賦役起源説〉とでもいうべき想定をめぐって、視点をかえて検討してみることにしたい。

まず、国司が郡司や百姓を率いてこのような「耕田之禮」を行なう必然性がどこにあるかを、この記述のあった貞観六（804）年つまり9世紀段階の農耕と農民、そして国司側の意図する状況を把握することにしよう。

まず、『類從三代格』前編（『増補國史大系』普及版）の仁壽二（852）年三月十三日の「太政官符」をみると、次のような記述があり、農業を推進しようとする古代国家の意図が窺える。

古者州郡官司等親自巡視。修固地堰。催勸耕農。力者褒而録之。懈者督而趣之。即有地不耕。雖有其主而無力當者。速以救急義倉等粟給之。

と記載されていて、国郡司らが巡検して池堰の修復によって農耕を勧めることや、農耕の経営に力のない者は義倉で救済するということが述べられている。これが古代の勸農の制であったが、農業を賞励し勧めるという勸農の制を行なう必然性は、荒田開発に力を注い

でいたからであると考えられる。そして、9世紀以来、木耕地の増加を防ぐ勸農は国郡司にかせられた国家的義務であった。このことは『平安遺文』第2巻(339号文書)の「尾張國郡司百姓等解」にみる「有勸農之勵」という文言や、「每年至四五兩月農時、令入部雜使等」という記載からも窺える。

このことは時期がずっと下った12世紀以後でも農業賞励つまり勸農の政策が行なわれていて、「種子農料」を宛てがっていたことがわかる(建久八年六月十五日「重源誥狀」・『鎌倉遺文』第2巻・920号文書)。さらに、嘉禎元年十月廿五日付の「関東下知狀」の「備後國太田庄務間十箇條事」には百姓の逃亡跡の名田のこと、佃のことを含め、勸農のことも荘官にかせられた荘務であったことがわかる。この太田荘については、元徳元(1329)年十月十六日の「太田庄雜掌地頭代和與狀」に、次のような記述がある(『高野山文書』1-143)。すなわち、

平民名百姓等地頭方課役事、

右、毎年勸農之時、人夫參箇度可召仕之、

次宿直事、平民并地頭名百姓等共、爲巡役、守次第、毎夜壹人可令勤仕之、(中略)、

任善信十箇條置文、不可有相違、此外者不可有地頭方之公事課役+

という記述から、勸農・農作時に人夫役として使役されていた農民の姿が理解できる。そして、農民駆使の日数や人数の限定についても窺える。同様に、嘉禎四(1238)年十月十九日の「六波羅下知狀」にも、

當地頭之時、雇仕庄民於農作事、人別一年三ケ度也、耕日殖日、草取日是也、食物日別三ケ度在之、而今年始分下地本於百姓、下行種子許、不下行食折、(下略)

という記述のごとく、農作事に荘民を雇い使い、1年に人別三ケ日と定められていたこと、そのとき食物を日別三ケ度とすること、さらに種子(農料)の下行されるべきであったことが窺える。この農民1人が1年間に三ケ日間の賦役が課せられた日程とは、耕作のとき、田植のとき、そして草取りのときであったことがわかる。この現実には「諸國傍例」「非當庄一所之例」と述べているごとく、丹波国雀部荘だけの例ではなく、諸國の例であったことが理解できる。

このように荘園耕地における勸農の制あるいは勸農権は、荘官や地頭の支配する領有耕地に農民を3日間使役し得る権限であった。この農民の荘官や地頭の支配地=直當地の耕作に対する賦役すなわち労働地代は、耕作時・田植時・草取(除草)時の3日間に費されたのであるが、網野善彦氏が推察されたごとく、大田植(御田植祭)が直當地耕作に駆使された農民に行なわせたものであるとするならば、「殖日」すなわち田植えの日でなければならぬ。そして、同氏が推察する「大田が地頭・荘官の正作・佃の形になって、大田植の行なわれる場になっているという側面があった」ということも、勸農の権限下において考えられる想定であろう。この地頭や荘官の支配する正作・佃しょうさく つくだを耕作する農民について一つ一つ挙げるほど史料を検討していないが、地頭や荘官が直當地耕作の農民を駆使し得

る日数が耕作・田植・除草の日に限定された日というのは、農作業でとりわけ収穫までの最も重要な期間であり、豊作か、不作かを決する工程をすべて包括しているというべきである。

また、この勸農の権限が地頭・荘官の直當地の農民から、直當地以外の農民・百姓に対しても元徳元（1329）年十月十六日付の「大田庄糶掌地頭代和與狀」をみるかぎり、「平民名百姓等地頭方課役事」とし、「毎年勸農之時、人夫参箇度可召仕之」きことという課役の拡大化がみられるのである（『高野山文書』1-144・『大日本古文書』家わけ1）。ここでも農民は人夫として三ヶ度すなわち3日間、勸農時に行使されたのである。この平民名つまり地頭直當地耕作外の農民に対して課せられた日数は、耕作日・田植え日・草取り日であり、個々の日にかりだされる農民の数は少なくなかったであろう。たとえば、田植えの日に召仕う農民の数は中世村落内の総出に近い人数であったと想定し得る。この日に数多くの農民が田植えを行なう光景を考えると、多人数による田植えを能率的に進めるとするならば田楽を打ち鳴らして行なったと推察することもできる。

したがって、「大田が地頭・荘官の正作・佃の形になって、大田植の行なわれる場になっている」と推察された網野氏の背景つまり農民を「大田、へ賦役させる基調には、古代以来の勸農の制あるいは勸農権が、地頭・荘官になければならないであろう。この権限が農民にとって農耕の諸作業で、刈取り作業を除いて、最も労働力を必要とした作業として耕作・田植え・除草の各農作業時に集中することは当然なことといえる。このことは直當地以外の農民にまで勸農の権限を行使する地頭らに対して、農民が抵抗し得る力関係になかったことを示唆する。

このような現実で大田植＝御田植祭が中世農民に課せられたものであるなら、これを行使すべき地頭らの権限は勸農にはかならないであろう。すでに触れた山城国の国司が郡司・百姓を東垣の外に率いて「耕田之禮」を行なった現実には、古代の勸農の制が国司の掌中にあったからだと考えるなら、その意図したところも理解できるのではあるまいか。そして、そこにこそ「勸農」にかくされた側面があったのではないかと考えている。

結びにかえて

大和にのこる御田植祭が、単に民俗行事としてでなく、網野善彦氏が『日本中世の民衆像』で想定された形態のものであるか、否かという点に興味をもち、大雑把に捉えても、同氏の想定には合致しないことを提示したつもりである。

そして、この興味ある想定とともに、大和の御田植祭が、田楽・風流の様態をもち、それが芸能的色彩を帯びたもの、つまり芸態を呈したものであったか、否かを検討することによって、他の年中行事において芸態を伴う要因を見出し難い大和特有のものが、ここで提示し得ればと考えたからにはかならない。

さらに、網野氏が想定した大田植の形態には肯定的な側面を提示し得なかったが、もう

一歩進んでこの想定を是認し、荘官や地頭による大田植が現実^ニに実施し得るとするなら、いかなる権限のもとで行ない得たのか、その権限は荘官や地頭の掌中にあるいかなる権限であるのか、ということの問題とすると、彼らが掌握し得た権限とは勸農であったと考えざるを得ない。そして、この勸農の権限には農民を「田植」に駆使しえることが存在し、農民を多数田植に行使し、大田植を実施し得る要件を見出すことができると考えている。

したがって、この勸農の権限を荘官名や地頭名の農民から一般の名^{みよ}に対しても行使し得た荘官や地頭が、自ら掌握する耕地に対して大田植を行ない得る立場にあったと推察できる。この推察によって、網野氏が提示された「大田植という行事は、(中略)、まず長者の田地の田植をやるということからきた習慣だといわれ」ていることから「直営地での賦役として、(中略)、大田が地頭・荘官の正作・佃の形になって、大田植の行なわれる場になっているという側面」を解くことができるといえる。

このことは、勸農の制とか、勸農権と呼ばれる荘園機構における権限が荘園史的側面だけでなく、文化史的側面にも視点をあて得ることを示唆しているのではなかろうか。

この勸農と大田植の結びが存在したか、否かは明解にし得えないが、農民を大田植に駆使し得えたのは勸農であろうという提起をもって結びにかえたい。

(1981年2月17日了)

県内御田植祭の詞章について

大 宮 守 人

はじめに

昭和55年度の特別テーマ展の企画の段階で県内各地で、今も30ヵ所以上行われている「おん田祭」を集中的に見る機会を得た。

その折得た、県内おん田祭の概観は、特別テーマ展図録、「農耕儀礼—御田植祭と野神まつり」に記したが、紙数の都合で、おん田祭に使われる詞章はその中にあげる事が出来なかった。この稿で収集し得た、現地で今日も使われているものを列挙し、比較する機会を持ちたいと考えた。

なお、収集したものは、現在も続けられているものであり、すでに『和州祭禮記』や『大和の年中行事』、各市町村史などにも紹介されていて重複する点もあるが、ここでは、現地得た詞章符と、録音によって採録した現状のままを提示してみる。

1. 県内「おん田祭」の概観

本来、「御田植祭」といわれるべきものが「おんだ祭」と訛って云われる場合が多く、近畿地方では一般に使われている呼称である。

なお、多くの場合、祭りの次第等に記されたときには、「御田植祭」「御田植神事」「御田植行事」などとあり、正式に記す場合は「御田植」と称し、口でいう場合や慣用としての表現には「^{おん}御田」と使い分けたようである。

県内に見られるものは、全て神社の拝殿または庭上における田植えに至るまでの模擬的な稲作の所作であり、大阪の住吉大社や、伊勢神宮の別宮・伊雑宮などで行われる実際の神田における田植えに際してのものは全く見られない。あくまでも実際の農耕に先だって行われる予祝儀礼としての「御田祭」である。

また、本県にもほど近い和歌山県伊都郡花園村梁瀬の「御田の舞」のごとく、下花園神社を出発して、大田堂に入っていくという、神社と寺の両方にかかわる形でのものは今日では全く見られない。

2. 概観上の3形態

本県の「御田祭」は大きく3つの現状形態に分けられる。

○その1 農耕の所作に、猿楽、狂言等に見られるような問答型式の台詞や歌謡が存在す

るもの。

○その2 台詞はなく模擬的な農耕の所作を無言のうちに進めるが、牛に砂をかけたり、御供や松苗を競って取り合うなどの点で暴れ祭りの傾向を持つもの。

○その3 農耕の所作や台詞のある神事はなく、献饌、祝詞奏上のあと、大字の代表者や参拝者などに神前に供えた松苗を分ける祈年祭的なもの。

以上の3つに大別出来る。

昭和55年までに当館で知り得た「御田祭」33件のうち(1)に相当するものは、手向山八幡神社(台詞、奈良市雑司町)、吉野水分神社(台詞、吉野町吉野山)、植槻八幡神社(台詞、大和郡山市植槻町)、平尾水分神社(台詞、大字陀町平尾)、大神神社(台詞、桜井市三輪)、六県神社(台詞、川西町保田)、春日大社(歌謡、奈良市春日野町)、広瀬社(歌謡、河合町川合)、野依白山神社(歌謡、大字陀町野伝)の9件である。

(2)に相当するものは33件のうち、18件であるが、(1)のものにも大なり小なり(2)と同様の傾向が含まれている場合が多い。

(3)に相当するものは、元は、(2)と同様の行事であったものが退化した場合が多いと考えられるが、この様な形で、祈年祭の中に含まれて行われているものは相当数にのぼると思われる。

ともあれ、ここでは、(1)に該当するものの台詞、歌謡を行事の月・日順に以下に示してみる。

○植槻八幡神社 (1月7日)

(表紙)

昭和三十五年一月七日改修

御田植祭

おんだ伎楽

神社傳統式行事

植槻八幡神社 印

初

- | | |
|-------------|------------|
| 一 大鼓を打つ | 二 袂をする |
| 三 神前を拜す | 四 からすき行事 |
| 五 まくわ行事 | 六 鍬の行事 |
| 七 糶蒔の行事 | 八 奏楽 |
| 九 松苗を授く | 十 御田植行事 |
| 十一 松苗献る(奏楽) | 十二 田主神前拜す |
| 十三 松苗撤す | 十四 田主松苗をまく |

大黒 今日生く日乃足日吉日なれば

鍬初めをせばやと存じ候

戎 めてたう候 大黒 打手の小つち

はるかやさよの 打手の小つち

はるかやさよの

打ちて候へば 天下太平豊作

園土安穂穀成就御社

繁昌と打寄て候

戎 目出度候 大黒 打出の小つち

はるかやさよ乃

大黒 打ちて候へばこしき飯の香

ぱっとして候

戎 目出とう候

大黒 打出の小づち

はるかや さよの

打ちて候へば古酒の香

ぱっとして候

戎 目出とう候

大黒 田は打ちて候程に牛を

遣ひて候 戎 めてとう候

大黒戎 おんじよが しよじよのべへ

おりや へ

せさいが子にさも似たり有り
 大黒 牛を遣ひて候程に
 ゑぶりを遣ひて候
 戎 目出とう候
 大黒 ゑぶり遣ひて候程に
 肥をやりて候
 戎 めでとう候
 大黒 肥をやりて候程に種を
 蒔き候 戎 めでたう候
 大黒戎 福の種を蒔こよう
 大黒 東の田へ蒔こよう
 恵美須 福の種を蒔こよう
 大黒 南の田へ蒔こよう
 ゑびす 福の種を蒔こよう
 大黒 西の田へ蒔こよう
 戎 福の種を蒔こよう
 大黒 北の田へ蒔こよう
 戎 福の種を蒔こよう
 大黒戎 日本國中へ蒔こよう
 大黒戎 福の種を蒔こよう
 大黒 種を蒔いて候程に見廻りて候
 戎 めでとう候

○平尾水分神社 (1月18日)

水分大明神御前田植文
 (平尾御田祭)
 当年のしかんを申せば昭和四十年乙巳年、
 月のならばは十二ヶ月、日の御数は三百六十
 五ヶ日中にも吉日吉時を以って正月十八日に、
 三社大明神の御前に
 て御田植仕候
 (ここちょうし)
 獄初三事
 えんやと打起して候ば餅ごわいの
 香がほつとした、三社大明神の御御供に参せ候
 て、猶残候所をば日本国
 大明神、小神の御御供に参せ
 候て、猶残り候所をば、氏子達
 に能らわして猶残り候所をば、戌亥の角に位の

大黒 見廻りて候へばさきたけに
 なつて候 戎 めでとう候
 大黒 見廻りて候へば上り時になつて候
 大黒 程に 早乙女子を招待申候
 戎 めでたう候
 大黒 東の國より八百人
 戎 西の國より八百人
 大黒 南の國より八百人
 戎 北の國より八百人
 大黒戎 合わせて三千貳百人のさをとめ
 子を招待申候
 めでとう候
 天より給る八東穂の稲は
 稲抱へ八石若しよぶ
 帯にしたれば 帯にくつろぐ
 うなじなまめく大こうじょう
 二つならべて何れとによう
 顔よしとによう

昭和三十四年十二月十五日

終

戎、大黒、牛の面があり、模擬獄には、天保十
 年正月の墨書がある。

山ともたとえたり
 大夫は立って獄一回振る
 えんやと打起して候えは古酒の
 香がふうとした、三社大明神の御
 神酒に参せ候て猶残り候所をば
 日本国大明神、小神の御神酒に
 参せ候て猶残り候所をば氏子達に
 能らわして猶残り候所をば戌亥の角
 に酒の泉ともたとえたり
 (ここちょうし)
 大夫は立って獄一回振る
 えんやと打起して候ば、あや
 にしきよぶらんの香がほつとした、三社大明神
 の御戸帳に参らせ候て
 猶残り候所をばおんぼうたちのけき

にしき衣がいに参らせ候で猶残り

候所をば戌亥の角に宝山とも

納めたり

(ここちようし)

これでアラオコシが済む

掛初の事

大夫は鍬を前につっ立てたまま唱える

福太郎も徳太郎も牛を追だ

せ、かけそめをするぞ、(はい へ)

させい、させい、かいにこうた

る、牛なれば、月に六才、雨を雨を

と申す (ここちようし)

苗代角打之事

大夫は文句が終るまでに鍬を一回ゆっく

り打下す

一の圃からこんだ打つおのこが打ちやはじめ
し所よしよよし

(手よしよよし所よしよよし)

これを三度繰返す

これで角打が済む

苗代しめる事

大夫は左の方へ鍬の金具を右の方へ柄を

置き柄を三回扇で

吉事はこの当所へしっとしっとしっと悪い事
は西の海へずう

これを三度繰返す

水入る事

大夫は立って鍬を取り右から左へ水を入

れる格好をする

福德えほうの防よりすみにすん

だる水をくわ、くわ、くわ

水戸祭之事

大夫は立ったまま鍬を突立てて唱える

まちに万東、畝町に千東、きに えるまとう、身にふ
ふとう、おふ由 へ

あさへと、寸の稲つば、尺のほうだれ拵付は

あらもとちらず密斗貳升

(ここちようし)

福の種を蒔事

供えてある籾種を袋から出して、おひつ

の中で混ぜる。大夫はおひつを抱いて息

をきらさずに三回唱える。

まこよへ福の種まこよ

(まこよへ福の種まこよ)

神前の右段に向って少し米を撒く以下同

様に三回唱えて米を撒く

おかたたちの肩へはかたびら餅の

種をまこよ

(まこよへ福の種まこよ)

わらべたちの肩はきさぎ餅の種を

まこよへ(まこよへ福の種をまこよ)

ことのばらの肩は、こやなごの種を

まこよへ(まこよへ福の種をまこよ)

おんぼたちの肩は、けさなごの種を

まこよへ(まこよへ福の種をまこよ)

一番干の間に草つむぐ事

大夫は鍬を置いて坐り扇子で三回糸を紡

ぐ格好で円を書く

吉事は此当所へくるりへへへ

これを三度繰返す

二番干の間に春田打事

大夫は鍬で起すような格好をする

春鍬や そよんな

(うちでのこづち)

これを三度繰返す

三番干の間にくだまき鳥追事

大夫は鍬を横たえくるへの時扇

子を丸くする。鳥追時西の方へさっと

扇子を流す。

吉事は此当所へくるりへへへ悪い

事は西の海へづうほうへへへ

これを三度繰返す

苗取の事

先頭に大頭が鍬を担ぎ次に五人のショット

メが笠を背にして左手に持ち苗を右手で

持ちつついて小頭の順で舞台を右廻りし、

左の唄を三回繰返しつつ歩く
若い初乙女をしともみもんだれば実^{（ま）}は立^{（た）}った
ら竹に成る四石蒔た苗を

(いつとろど四石蒔た苗を)

御田植之事

ショットメが苗と笠とを持ち替える(苗左、
笠右)一同左廻り左の唄を三度繰返す。

若い初乙女をしともみもんだれば
実^{（ま）}は立^{（た）}ったら、竹になる此手の稲は

(稲三輪八石)

追苗取之事

この唄の前に小頭が社務所へ帰り若宮を
抱き、けんづい持と共に舞台上に現れる、
若宮さんは机の上に置き、病気の人があるとコヨ
リを貰いに出る、済むと若宮は黙って退
去、その後、大夫は立って幾回も廻りつ
つ唱える、ショットメ、小頭も大夫につづ
いて廻る(以下の唄も同様)

けんづい持は、けんづいオケをかついで
「世の中が良ければ〱〱」を三度息
をつがづに唱えながら出てくる。

()内は大字の人々による舞台のまわりからからの囃子のことばである。

○手向山八幡宮 (2月の節分)

手向山八幡宮 御田植祭 謡物

道行 囃子 土拍子

西の山に青い雲のさし出たは

あの地可や この地可や

拜殿所定の座に着き水口祭を行う

☒ 略 小幣、糴種、切餅

(田主鎌をかたげ出づ)

田主 いかに殿原 アト さむろう

田主 今日ツた最上吉日なれば鎌はじめセバや
と存じ候

アト 目出度う候

田主 打出の小槌 アト はるかやさよの

田主 打出の小槌 アト はるかやさよの

田主 打出の小槌 アト はるかやさよの

若い五月女の若苗取や子の女の手は、
(取る手もいくえ取らん手もいくえ)

奥の白石はつばくろがすんだる

ことしの稲は、

(七輪に八升付、八輪に九升)

京から下る成る伏黒の稲は

(からはしは、いるとなるなるとなる)

吉野山の桜は

(八重のこま桜よ)

天野寺の桜は

(八重のこまの桜よ)

奈良の京の桜は

(八重のこまの桜よ)

池の尻のしょうぶを一引ひいたれば

(根も白し葉も白し風がふけばさざんだ)

池の尻のこも草を一引ひいたれば、

(根も白し葉も白し風がふけばさざんだ)

とび草の花を手にしちよいとつみ入れて

藤の葉にざら〱〱

終

田主 打て候へば天下泰平、宝作長久

國土安穩、五穀成就、社頭尊厳、

氏子繁昌と打よせて候

アト 日出度う候

田主 打出の小槌 アト はるかやさよの

(右三回也)

田主 打て候へばこしき飯の番がぼつとして候

アト 目出度う候

田主 打出の小槌 アト はるかやさよの

(右三回也)

田主 打て候へばふる酒の番がぼつとして候

アト 目出度う候

田主 鎌を止め スキを持出づ、牛ハ田主の前に

に進み神前へ

田主 田は打て候へば牛をつ可ひ候

アト 目出度う候

田主 をんじょうが、しょうへくのべ々をり、
 をんじょうがしょうへくのべ々をり、せ
 ざいが子にもさもにたりあり
 (田主鋤を持ち、牛を追ひ拝殿二回廻る、牛童
 二、三回牛の鳴き声を発する也)
 (次ゑぶりを肩に田主神前に出づ)
 田主 牛は使ひ候程にゑぶりをつ可ひ候
 アト 目出度う候 ゑぶり正面、左右三回也
 田主、肥桶肩に神前に出づ
 田主 ゑぶりハつ可ひ候程に肥をつ可ひ候
 アト 目出度う候
 田主、肥桶をかつぎ拝殿一周也
 田主、福桶左脇に抱え神前に出づ
 田主 肥ハつ可ひ候程に種をまき候
 アト 目出度う候
 田主 福の種蒔うよう アト 福の種蒔うよう
 田主 東田へまこうよう アト 福の種蒔こう
 よう
 田主 南田へ蒔うよう アト 福の種まこうよ
 う
 田主 西田へ蒔うよう アト 福の種まこうよ
 う
 田主 北田へ蒔うよう アト 福の種まこうよ
 う
 田主 川上田へ蒔うよう アト 福の種まこう
 よう

田主用の翁面、牛面、鼓、土拍子と呼ばれる鉄製の打合わせ楽器がある。摸擬鋤の柄には宝暦の年号が見られ、曲物の福桶の底裏には文政2年12月吉日の年号が見られる。この他文政元戊寅年初秋上旬、神主紀朝臣延興の奥書きのある「平城八幡宮御田植神夏之圖」と「八幡宮御田式次第書」が現存しており、文政の頃から、今日までほぼ変りなく続けられた事を裏付けている。また鋤の柄に見られる宝暦の年号は、県内の御田植祭の摸擬農具としては最も古いものである。

○大神神社 桜井市三輪町 (2月6日)

おんだ行事覚

宮司 祝詞を奏して後、御田植の儀を行う。
 奉仕者 神職一名、巫女三名、神楽男、(田作
 男)一名、神職、巫女、田作男が拝殿向拝南側

田主 日本国蒔こうよう
 (田主、手鋤肩に神前に一拝拝殿一周也)
 田主 見廻って候へばつばめ口になって候
 アト 目出度う候
 (田主扇手に神前に一拝拝殿一周也)
 田主 見廻って候へばさら竹になって候
 アト 目出度う候 田主拝殿一周神前ニテ一
 拝
 田主 見廻って候へば取り時になって候
 早乙女子をしようじ申して候
 アト 目出度う候
 田主 東の國より八百人、西の國より八百人
 南の國より八百人、北の國より八百人
 合わせて三千二百人の早乙女子をしよう
 じ申て候
 アト 目出度う候 巫女 松苗神前に捧ぐ
 田主 唐より渡る節くろの桶ハ
 アト 桶三バによね八石
 田主 若菖蒲を帯にしたれバ
 アト 帯くつろく うなじなまめく
 田主 大かうじを、ふたつならべて
 アト いづれとにやう
 田主 顔よしとによう
 右當社古傳也
 手向山八幡宮
 宮司 上司延武

に北面して候す。

一、まず神職立ちて御神前に拝礼后、巫女、田
 作男に向い、
 神職「今日は最上吉日なれば急いでお田植を

始めませ。」

巫女、田作男「かしこまって候」とおじぎをする。

二、田作男は立ちて神田になぞらえた向拝中央に進み出で、神前にうやうやしく拝礼してひかえる。

神職は拝殿御棚より芋を取りて田作男に授ける。田作男、芋を受けて擗とする。

神職、齋楯を御棚より取り、同じく田作男に授ける。

田作男「心得申して候」と齋楯を受取り、畦草を削り畦捏りするなどの状をなし、ついで牛形をとり出して牛使いの所作をする。

この間神職は立って見守っている。

田作男「サセイホーセ、チョウチョウチョウ、さあ行け行け、ホーセホーセ、チャッ行け行け、チョウチョウチョウチョウ、今年の牛は若牛ちや、ようほたえる、ほたえる。」

いく度も倒しながら滑稽な身振りをしながら「ヤイヤイ、そうゾウゲンせずと早う歩け。」

田作男牛追い中に随意に喋り参拝者を笑わせる。

ついで齋楯および繰り棒と取替之田均し、畝づくり、水口づくりなどを行行。そして神職に一礼して控える。

三、神職「さらば水口祭仕之まつらん」神職立ちて水口へ片膝をつき、

田作男が使う牛形は、三ッ又の枝の陪分を牛の顔、角に見たてたものであり、苗代を均らす練り棒も太竹一本であって、用具には素朴さが目立っている。

○六県神社 川西町保田 (2月14日)

御田植神事として、(1)水見廻り、(2)牛つかい(3)施肥、(4)土こなげ、(5)田植、(6)たにしひろい、の所作が拝殿で行われたあと、孕婦の弁当運びと安産の神事が行われて、妊婦と神主との問答のあと、子供の生まれる所作をする。

神主「^(註7)西田は」

妊婦「四はいと四はいと又二はい」

神主「^(註7)北田は」

神職「参らせ候、参らせ候(水を汲みそそぐこと二回)。それ年の年号は良は良き年号を以て始まり、銀の花咲き金の実成り開き、人物和合する時をもって敬って白さく、春の種おろしは少なう候とも秋にもならば畝まちに千東、まちに万東たるべしとまつり納めん。」権富司が三宝にのせて神前に奉奠された粃種を御棚へうつす。一の祢宜これを田作男に授ける。田作男これを捧持して、

田作男「まこうよ、まこうよ、良い種まこうよ。白銀の種まこうよ。黄金の種まこうよ。若苗とるとおなごの手をとる。右をとるやら左をとるやら。京から下る藤室の稲はいね三把とやら、米八合。わが田に咲いた富草の花は、咲いたりや、咲いたりや、三輪へ参ろう。」

田作男「良い種まいて良い米取れよ。」唄いながら参拝者へ向ってバラツ〜と次々にまく。さらに「東八百、西八百合わせて千六百」と云いつつ腰にさした扇をとって東西を指す。了って田作男自座に復す。神職立って巫女に向い。

「いかに早乙女、時うって候えば、いざお田を植えられましよう。」

早乙女(二名)立ちて、両手に苗松を持ち、上位の巫女の打つ太鼓に合わせ田植の仕儀行いう。

妊婦「三ばいと三ばいと又四はい」

神主「^(註7)南田は」

妊婦「二はいと二はいと又六ばい」

神主「台所まわりを尋ねます」
 妊婦「はい」
 神主「水 は」
 妊婦「水つぼの中に」
 神主「杓は」
 妊婦「水つぼの上に」
 神主「おしゃもじは」
 妊婦「釜の蓋の上に」
 神主「箸は」
 妊婦「箸箆に」

神主「茶碗は」
 妊婦「茶碗かごの中に」
 神主「オセンソコは」（ご飯のこと）
 妊婦「お櫃の中に」
 と答え終わると
 妊婦「キリキリと腹が痛くなりました」と陣痛を訴え、太鼓をその場にほうり出し、やすやすと分娩したごとくになると、神主はその太鼓を拾って、
 「ボン出来た。ボン出来」といって太鼓を叩く。

さらに続く種蒔き神時では、種蒔きの農夫役の台詞に対し、拝殿のまわりに集った村人が決った囃子ことばで対応する。

農夫	近江の国を通れば 雪森長者に行き合うたら	行き合うたるところなら、このところに 蒔こよ（ここで種をまく）
	行き合うたるところなら、このところに 蒔こよよ（ここで種をまく）	村人 豊年よけれども福の種蒔こよ
村人	豊年よけれども福の種蒔こよ	農夫 大和の国を通れば
農夫	河内の国を通れば せしなげ長者に行き合うたら	橋中長者に行き合うたら
	行き合うたるところなら、このところに 蒔こよ（ここで種をまく）	行き合うたるところなら、このところに 蒔こよ（ここで種をまく）
村人	豊年よけれども福の種蒔こよ	村人 豊年よけれども福の種蒔こよ
農夫	宇陀の郡を通れば 市森長者に行き合うたら	農夫 （一層声をはり上げて） 大和四十八万石 保田の明神蒔き納め （大きく広く蒔き終わる。）

この六県神社（保田の明神）の場合には、途中に子供が生まれる所作があるところから、「子出来おんだ」と云われているのが特色である。

○春日大社 奈良市春日野町 （3月15日）

『社記』によるとこの社の御田植祭神事は二条天皇御宇、長寛元年癸未正月始めて行われたという。村井古道の『南都年中行事』^(註8)（元文五年自序）によると、今日では3月15日の行事も昔は正月8日以後の申の日に行なわれ、元文の頃から、今日まで御田植祭の内容はほぼ変化なく伝えられた事が知られる。この記録は、文面上だけではあるが、県内に現存する御田植祭のくわしい内容を伝えるものとしては最も古いものである。

神楽男、八乙女、田主などの所役のものが若宮神社に参集した後、本社の林檎の庭で御田植の神事が行なわれる。

まず、唐鋤行事と称し、牛面をかぶり唐鋤を引かせて牛耕の所作をしたあと、鋤行事とて鋤、馬把行事とて牛に馬把を引かす。さらに地鏝行事で、杓を使って庭上を均らして田

圃造りを終った後、八乙女による田舞が行なわれる。舞は田植の所作を表わしたもので次の田植歌に合わせて舞われる。

(註9)

※田植歌

一、
 六 七 五 五 五 七
 わーかーたーねーうーえーほーよ
 五 五 五 五 五 五
 なーえーたーねーうーえーほーよ
 五 五 五 五 五 五
 おーんーなーのーてーにーてーをーとーりーて
 大 七 六 五 五 五 五 六 中
 ひーろーひーとーるーとーよーヤーレーヤーレ
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 ヤーレーヤーレーヤーレーヤーレ
 中
 ヤーレーヤーレーヤーレーヤーレ
 六 七 五 五 五 七
 二、
 みーまーしーもーしーげーや
 六 七 五 五 五 五 五
 わーかーなーえーとーるーてーやーは
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 しーらーたーまーとーるーてーこーそ
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 しーらーたーまーなーゆーらーや
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 とーみーくーさーのーはーなーヤ
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 ヤーレーヤーレーヤーレーヤーレ
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 ヤーレーヤーレーヤーレーヤーレ

三、
 七 七 七 七 五 五 五
 ふーくーまーんーごーくーにー
 中 中 中 中 中 中 中
 ほーんーごーくーへーうーえ
 中 中 中 中 中 中 中
 てーにーてーをーとーりーて
 六 七 六 五 五 五 五 五 五 五
 ひーろーひーとーるーとーよーヤーレーヤーレ
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 ヤーレーヤーレーヤーレーヤーレ
 中 中 中 中 中 中 中 中 中 中
 ヤーレーヤーレーヤーレーヤーレ

(一と二は2回くり返す)

※ 節とりの棒点は印刷の都合で一部略した。

楽器は今日、笛（神楽笛）、編木、笏拍子、各一が使われているが、『南都年中行事』では
囃子方
笛一人 小鼓一人 大鼓一人 編木一人
となっている。

春日大社の御田植祭に見るような優雅な田舞は現在県内には他になく特異なものである。

○広瀬神社 (2月11日)

広瀬神社の御田植祭（おんだ祭）は、別名「砂かけ祭」という暴れ祭りとして知られており、庭上の儀において、農耕の所作を演ずる者と、一般参詣者との間の砂かけがあまりに激しい点が特色である。

(註10) 官幣大社廣瀬神社御田植祭

- 御田植神事（古式特殊神事）
 - 一 殿上行事（拜殿）
 - 二 庭上行事（廣庭）
- (一) 殿上行事
 - 一、苗代造
 - (一) 鋤ノ行事（畔造）
田人先鋤ヲ執リ〔下略〕
 - (二) 鍬ノ行事（畔掘）
田人先鍬ヲ執リ〔下略〕
 - (三) 均シ竹ノ行事（苗代仕上ゲ）
田人先竹棒ヲ執リ〔下略〕
 - 二、播種行事
田人先撒下ノ糶〔下略〕
 - 三、苗代巡行事
田人先鍬ヲ イテ〔下略〕
 - 四、苗取行事
田人先人前ニ進ミ〔下略〕
 - 五、田植ノ行事
 - (一) 犁ノ行事（田攪へ）
田人牛（牛面ヲ被リ上体ヲ屈シ牛ノ形ヲナス）ヲ伴ヒ犁ヲ付ケ〔下略〕
 - (二) 馬糞ノ行事
田人牛ヲ伴ヒ馬糞ヲ付ケ〔下略〕

(3)田植ノ行事

先巫女一名案上ノ松苗(松葉ヲ小サク括リ
タルモノ)ヲ執リ早乙女(二名奉仕)ニ
授ケ復座、次ニ早乙女二名緋袴ヲ懸ク)
松苗ヲ棒持シテ神前左右ニ進ミ出テ小揖
次ニ南面シテ神楽歌ヲ唱フ(同座ノ巫女
モ唱和ス)廻ッテ廻転シテ神前ニ進ミ左
圍ノ如ク植付ノ形ヲ行ヒ復座小揖退下ス
〔図略〕

神楽歌(田植歌)

○吉野水分神社

(4月3日)

(註11)

御田植祭々式

御殿前ニ左ノ如ク祭ル

右御幣榊餅

神 殿

左御幣榊餅

神殿二三度拜ス

田男 鍬

今日夕祭上吉日ナレバ

鍬初ヲセバヤト存候

目出度候

田男

打出ノ小鍬(三度申上ル)

(小形ニ鍬ヲ打ツ)

ハルカヤサヤノ

(三度申上ル)

田男 鍬立テテ

田ヲ打子候程ニ畦ヲ

塗り申候

目出度候

田男 肥ヲカタゲタママ

畦ヲ塗り候程ニ肥ヲツ

カイ申候

目出度候

田男

肥ヲツカイ候程ニ古シキノ

香ガバウトシテ候

目出度候

一、コノ苗ハ ワガニハアラズ

廣瀬ナル 神ノヨサセシ早苗ナリ

二、ミテグラハ ワガニハアラズ

天ニ坐ス トヨヲカ姫ノ神ノミテク

ラ

覚書

歌ヲ唱フル折ハ(一)ヲ唱フル場合、又

(二)ヲ省略シテ(一)ノミヲ二回繰返シテ唱

和スル場合ト二様アリ

謡曲ノ節ニテ唱フ

田男 先ニ見廻

見廻リテ候程ニ古酒ノ

香ガバウトシ候

目出度候

田男 クワヲ立テテ

肥ヲツカイ候ニ牛ヲ

ツカイ申候

目出度候

田男 牛ヲトメテ

オンジョガ清浄ノベ

ベオリオリ(二度申上ル)

セサイガ子ニモサモニ

タリアリ

(牛ヲ三度廻ル事)

田男 牛ヲトメテ

牛ヲ使ヒ候程ニ万鍬ヲ

ツカヒ候

目出度候

田男 エブリヲタテテ

万鍬ヲツカヒ候程ニ柄振

ヲツカヒ申候

打出ノ小鍬(三度申上ル)

カルカヤサヤノ

田男 オケヲモツタママ

柄振ヲ使ヒ候程ニ種

ヲ蒔キ申候

目出度候

- 田男
東ノ田へ蒔フ様
西ノ田へ蒔フ様
南ノ田へ蒔フ様
北ノ田へ蒔フ様
日本國中へ蒔フ様
 目出度候
- 田男 クワヲ立テ
種ヲ蒔キ候程ニ見廻リ
テ候 (三度見廻ル)
 目出度候
- 田男
見廻リテ候程ニ^{あか}燕口ニ
ナリテ候
 目出度候
- 田男
見廻リテ候程ニ^{あざ}篠竹
ニナリテ候
 目出度候
- 田男 立ッタママ
田廻リテ候程ニ^{あき}取時ニナ
リテ候
 目出度候
- 田男
取時ニナリテ候程ニ
東ノ國ヨリ八百人
西ノ國ヨリ八百人
- 南ノ國ヨリ八百人
北ノ國ヨリ八百人
三千式百人ノサヲトメヲ
成就申候
 目出度候
- 田男 カゴヲオロシテカラ
サオトメヲ成就申候
程ニ苗ヲトリテ申候
 目出度候
- 田男 カゴノママ立ッテ云フ
苗ヲ取り候程ニ田ヲ植
へ申候
 目出度候
- 田男 クワヲツイテ云フ
田ヲ植エ候程ニ水見廻
リテ候
 目出度候
- 田男 クワヲ立テテ
水見廻リテ候程ニ
蒔時ニナリテ候
 目出度候
- 田男 扇子持テ出テ
蒔時ニナリテ候程ニ
稲三把ニ米八石天
下泰平五穀成就
御社繁昌ト祝ヒ
納メ申候

田男は翁面を着けて所作をする。

○野依白山神社 (5月5日)

野依白山神社頭家^(註12)奉仕覚

氏子中

大頭 翁の御面 冠 麻装束上下

小頭 媼の御面 冠 麻装束上下

〔中略〕

白山神社御田植歌並びに行事

奉仕者勢揃ひして御神酒をいたゞき後

座敷に配置 小太鼓 大太鼓に合せて

一今年のほと、ぎすは何を持って来た樹と樹かけ
と俵もって来た、そうやの 白山権現の舞
もそうやの (植女笠を持って左廻り)
やよの舞もそうやの—そうやの—(植女同じく
右廻り)

二西の國の雨降り舟は何を持って来た、樹と樹か
けと俵もって来た、そうやの—
そうやの— 座敷行事終り

- | | |
|--|---|
| <p>二番目 玄関前で座敷同様 西の國より一やよの
舞まで (植女所作同じ)</p> <p>三番目 中央大杉前で前同様 やよの舞まで
(植女所作同じ)</p> <p>四番目 西のかど前同様 (植女所作同じ)</p> <p>五番目 大鳥居前 前同様 (植女所作同じ)</p> <p>六番目 上神社の中 前同様 (植女所作同じ)
(終れば大頭装束を着付け傘をもって登場次の歌
に合わせて左足から先に傘を差し出して半開右
足にかへ傘をすぼめて交互に行ふ)</p> <p>歌、田主^{たぬし}どんの申すには八百世の中よい様によ
うござった
(次に荒鋤奉仕者歌に合わせて 左足より左先
手で鋤を持ちはじめ手足共左右交互に行ふ)</p> <p>歌、荒鋤さんの申すには八百世の中よい様によ
うござった
(小鋤同様 万鋤同様行った後苗を撤く植女
左足から交互に笠を上下して一人づゝ次々三
人行ふ)</p> <p>歌、植女^{はらひめ}はんの申すには八百世の中よい様によ
う</p> | <p>ござった
(これで神社前終り下って)</p> <p>七番目 大鳥居前 田主どんの申すにはから次々
に荒鋤、小鋤、万鋤、苗を撤いて植女、行ふ
て終る、所作同じ</p> <p>八番目 西のかど 小頭装束を着付けておひつを
かついで登場、奉仕者全員に間食^{まじ}を食わす。
舞は田主どんからはじまり、おばあさん(小
頭)荒鋤、小鋤、万鋤苗をうち植女の順(所
作前同様)</p> <p>九番目 門中央 前同様終了後おばあさん帰る</p> <p>十番目 玄関前で仕舞田植
西の國の雨降り舟の歌に合わせて最初同様植
女左廻り右廻りの所作を行ふ、それから田主
どんの申すの歌に合わせ田主、荒鋤、小鋤、
万鋤、苗打ち植女さんの申で終了(所作前同
様)</p> <p>附記 昭和三十八年一月記す 往古の歌順序所
作順序に多小変った所が有るかと思われるが今
日伝わったまゝ記す。</p> |
|--|---|

ここの特色は、大太鼓と小太鼓を叩きながら囃子方が、歌を謡い、それに合わせて、大頭小頭、荒鋤、小鋤、万鋤、などの所役の者が無言で所作をするのが特色である。

以上、7ヶ所の「おん田祭」の詩章を並べてみたのであるが、それぞれに特色が見られる。詩章の上から見ると、次の様な系統に別けられるようである。

1、手向山八幡宮、植槻八幡神社、吉野水分神社のものは、原本は一つであったと思わせるほど酷似している。

2、春日大社の御田植祭に見る様に、台詩なしの農耕所作の後、田歌に合わせた八乙女による田舞が行われるのと全く同じものは、県内には見られない。

ただ、広瀬神社の場合、ややこれに近いと思われるのは、殿上行事や庭上行事でそれぞれ、農耕所作のあと、巫女(二名)が神楽歌(田植歌)を歌い、そのあと植付の所作を行う点が、春日神社の場合に少し似ている。しかし、田歌や所作は、同一ではない。

3、野依白山神社のように囃子方の歌に終止合せて所作が行われるもの、これは県内では他に例がなく、また、祭日についても他が、正月に現在でも行われている(植槻八幡神社・平尾水分神社)か、又は昔は正月に行われた事を伝えているのに対し、野依の場合祭日は古くから5月5日で、旧暦でしていた時は、田植の最中であり、その日は仕事をしなくてはならないという決りであったという。他は、田植の時期よりかなり早い正月行事であ

るのに、野依では、田植の最中であつた点で実際の田植えに共うものではないが、古くには囃子方の田歌に合わせて、水田で行われる形態があつたものと想像される。

4、平尾水分神社の台詩は、手向山八幡宮などと共通のものが見える。「打て候へバこしき飯の香がはつとして候」「打て候へバふる酒の香がはつとして候」という下りなどは、平尾の方にも「えんやつと打起して候へば餅ごわいの香がはつとした」「えんやつと打起して候えば古酒の香がふうとした」とあり、共通した背景が考えられる。

平尾の場合は特に、「鋤初之事」「掛初之事」「苗代角打之事」「苗代しめる事」等の章数が13もあり、有名な、和歌山県花園村梁瀬に伝わる「御田の舞」に近い感じを受ける。

花園の御田の詞章は、「田打」から「糶措」まで20もの多くがあり、座唄上、座唄下などの囃子方や、舞に出る者の所役など、全てに渡る台本（台本を使いこなして来た組織）の厳重さが強く感ぜられる。

平尾の場合も宮座の組織は相当厳重であり行事も古式を伝えていると思われるが、その「田植文」の最初の部分は、「花園」で8番目に行われる「祝詞（糶供へ）」と同じ形式の台詞が冒頭に來ている。



▲手向山八幡宮



▲野依白山神社

この最初の部分は平尾の「田植文」と同じ趣旨のものである。

また「花園」の場合にも、「百太郎氏」「徳太郎氏」が「婿」に呼ばれて登場するが、「平尾」でも「福太郎」「徳太郎」に命令を与えるくだりがある。詞章のみを見る分には両者は同系統と見られるが、「花園」の方は、動きの激しい所作が連続し変化に富んだ演

(註13)
祝詞（花園村御田舞）

謹上再拝幸と申しおどろかせ候 其れ当れる年の年号は□□□□と申し参らせ候 大歳は□□の年と申し参らせ候

大將軍は子の方に祝はれます月並びの日の日順は凡そ三百六十日と定め申し参らせ候、それ玉城より南紀伊国七郡伊都郡高野金剛峯寺の御庄にて花園下の庄上野ヶ原に祝はれます大伽藍の御前にて正月八日の日をば良き日良き吉日と、選み定ゆりしゅんで候ぞ 春の種下ろしゅんで悠々豊かに根には強く茎には太く葉には広く、実には まさ一尺の穂垂れやしんなりと稲粒や 出来やさしませ給え候はば 秋の稲の蒞数は 畝町に千束、町に5束の稲を刈り集よさせ給え候はば遠かる人は聞きても羨み近き人は見ても榮ゆる地方方便、田主、田の神、地主地の神、ふきの葉は 福やかに あざみの葉は鮮に田の神 御祭り候

出が見られるのに対し、「平尾」の方は、大頭（大頭家）が鉞を上下させたり、扇子を使ったり、大きな笠をかぶった初乙女（各大字から1～2名出る小学生の男児）と共に鉞をかついで舞台の上を歩いてまわる程度で、舞台上の動きという点では地味である。しかし舞台を取り囲む氏子達が、大頭の台詞の節々に入れる合いの手は、古くは、花園の御田の舞の様に、「座唄上、下」などの存在を想像させる。

5、六県神社の場合、「子出来おんだ」として所作や台詞の上でも他にないものを含んでいるが、詞章の全体像は、京都府木津町相楽の御田の種まきに類するものである。但し六県の場合、台詞があるのは子出来の所作と種蒔き神事の時だけで、他の所作には見られないのに対し、相楽では、種まき、春田打、田植の台詞がそろっている点が違う。

以上の様に詞章の概観から、いくつかの傾向のものに分けられるようでもあるが、本来は、より充実した内容を持つ構成であったものが部分的に残って伝えられた可能性も考えられる。

京都府では府内の御田植祭について総合的な調査報告書^(註14)が作成されて、本県の御田祭を考える場合、重要な意義を持っており、本県はじめ、これをとり巻く近県でも同じような調査が充実すれば興味深い内容が浮び上ってくるものと思われる。

当館では昨年10月の特別テーマ展準備の為に、若干の調査をしたが、いっそうの充実を今後の課題として、ここでは詞章の概観を示すに止めた。

(註1) (昭和19年刊)

(註2) 奈良新聞社 (昭和44年刊)

(註3) 植槻神社宮司 藤本昌三氏本

(註4) 大字陀町平尾平尾 的場元幸氏本

(註5) 手向山八幡宮宮司 上司延武氏本

(註6) 大神社宮司中山和教著『大神神社』学生社(昭和46年刊)より

(註7) 『六縣神社御田植祭』同神社宮座の配布資料より

(註8) 村井古道著、喜多野徳俊訳、註『南都年中行事』綜芸社(昭和54年刊)

(註9) 春日大社社務所蔵 『神楽譚』より

(註10) 広瀬神社 社務議綴 祭儀より昭和14年2月12日 中目主典の写し、

(註11) 吉野水分神社宮司 山本康夫氏本
昭和八年 第貳号

(註12) 野依白山神社 宮座蔵

(註13) 『花園村の御田の舞』花園村郷土古典芸能保存会

(註14) 『京都の田遊び調査報告書』京都府教育委員会

奈良県下の水口祭の諸相覚書

徳 田 陽 子

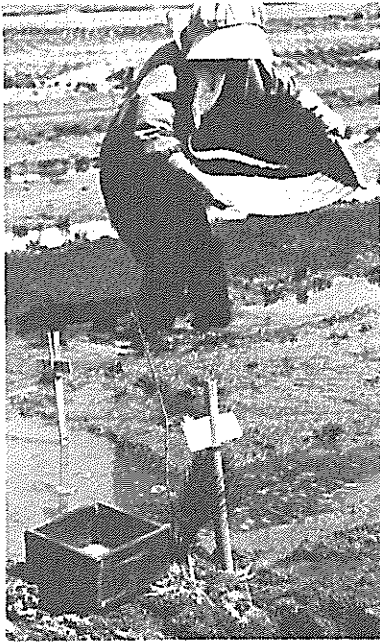
奈良県下に農耕儀礼の一つとして残存している水口祭について、各市町村史に報告された事例を中心に、地域分布・祭の時期・内容・意味などをみていきたいと思う。地域分布と内容は図にした。

祭の時期は4つに分類できる。

- 1.正月11日。この日は田打正月、仕事始めなどと呼ばれ、田畑の耕作始めをするところが多い。そのなかには、水口祭の内容を含んだ行事もある。ノウニンハジメ・ミナカミ祭・田祭とも呼ぶ。
- 2.水口祭を初穂より何週間かはやく行なうところがある。苗厄を避けるために、3月21日の社日や4月3日の榎原神宮の神武さんのときに水口祭を行ない、実際の初穂は4月10日頃すれば、苗厄はないという。苗厄とは、初穂から四十九日目のことで、この日は田植は禁忌になっている。ミト祭・苗代祭・マキドメなどともいう。
- 3.初穂のとき。これが一番多い。ヨコテ祭・苗代祭ともいう。
- 4.田植前。ミト祭・ウエゾメ・サブラキ・サビラキともいう。室生村のサビラキには、家の中での祭と植え付を初めて行なう田の水口での祭がある。その両方を行なっているところ、どちらか一つのところ、どちらも消えてしまった土地との三つがあるが、今回は田の水口での祭に限った。^{註(1)}

以上の四つが、①全く行われていないところ②どれか一つ行なわれているところ③正月11日と初穂以前④正月11日と初穂のとき⑤正月11日と田植のとき⑥正月11日と初穂のときと田植のとき⑦初穂以前と田植のとき⑧初穂のときというように地域によって異なる。

次に、水口に供えるものの意味を考えてみようと思う。御杖村土屋原では、米は俵、キナコは灰ヤキ、ミョウガとフキは冥加目出度し富貴繁昌を意味する。^{註(2)} 菟田野町では、茅の穂は穂がよく出る、桜は花がよく咲く、ユスラゴミはよくふくらむからという。^{註(3)} 大宇陀町宮奥では、スモモ、ナシ、椿の如き実のなる木の花を供える。桜井市小夫で栗の枝に落俵をつけるのは、栗の花は咲いただけ実になるからという。^{註(4)} 水口祭は、これらの花の咲く木を田の神の依代とし、田の神へ豊作祈願をした行事である。^{註(5)} 新庄町では、祈年祭当日は杉の花の咲いたものと榎の葉とを束ねたものをつくりこれを神前に供し後、氏子に頒布



▲ 水口まつり（都祁村）

以上のほかに御田植祭やオコナイの松苗・杉苗・牛玉札などいろいろな形の中に、農作への願いが込められている。

水口祭は、奈良盆地・大和高原・龍門山地・宇陀山地を中心にみられる行事だが、さらに調査し、初山・卯月八日・御田植祭・オコナイなどとの関連、家の中で行なう水口祭など祭場所の変化、他県の水口祭との比較などは今後の課題としたい。



▲ サビラキ（桜井市小夫）

する。これを苗代の水口に立て種蒔始めに神酒と焼米とを献じて祭り害虫の発生をはらう祈願をする。

註(6)
ヤリゴメあるいは焼米の目的は、鳥が種籾を啄むのを防ぐほかに、鳥にも食わせて早く立ち去らせる意図や、これを食わせることによって苗代に対する神寵を知ろうとしたことが考えられる。三河北設楽郡では焼米を子供達がもらって歩くことをトリオイといっているという。奈良県で子供達が「ヤリゴメクレヤナ、ドンガメ放ソ」と歌って歩く「ドンガメ放ソ」は『記紀』神代卷などにみえる神に不敬を働いた者への罪の一つ、畔放（アナハチ）などと同じ意で農耕を不可能にする罪であるとも言われている。これは村落の集団生活の規律を守るための慣習の残存とみることもできるのではないかと思います。註(8)

村 落	行事名	行事時期	行事場所	苗	札	米	そ の 他	
添 上 郡	月ヶ瀬 村桃香 野 註(9)		穉時	苗代		八幡神社のゴ ウオサンを押 した紙	焼米 ツツジ 菜種 椿 紙を挿したハゼの木	
山	都祁村 註(10) 小倉	ミト祭	社日(穉 時より2 週間前)	ミト	松苗	観音寺のオコ ナイのウルシ の木と牛玉札	イリ米、煎っ た豆 △ ナリ木餅、ヤ ツコメ	春の花
		水口祭	田植	ミト	苗	同上	煎った青豆・ 洗米を蒭俵に 入れる	中央のカヤに蒭俵を 吊す。カヤの木12本 (閏年13本)
辺	上深川	ミト祭	社日	ミト	松苗 杉	オコナイのときに貰った牛玉 の半紙に、ハゼゴメを広げる		梅 椿
		水口祭	田植の初 日	畦				樹に入れた蒭俵 オコナイのとき貰っ た柳の木
郡	下深川	ミト祭	社日	水口		オコナイのとき 神野寺から貰 った牛玉判を 押した半紙		半紙を挟んだウルシ の木
		水口祭	稲苗のトリ ゾメ、 ウエゾメ	水口		同上	煎った青豆、 洗米を蒭俵に 入れる	半紙、蒭俵をつけた 栗の木の枝
郡	山添村 註(11) 勝原	ノウニ ンハジ メ	正月11日	苗代		オコナイのと き貰ったゴウ サン	オハナ (ヤツコメの こと)	ゴウサンを挟んだハ ゼの木、椿、杉、カ ヤノホ
	岩屋	同上	同上	同上		ゴーズエ(牛 玉杖)		椿 タツクリ・柿
	三ヶ谷	同上	同上	同上	杉苗		玄米を煎った イリゴメ・餅	椿
ミト祭		神武さん	ミト	杉の枝			椿	

山	大嵐	ノイニ ンハジ メ	正月11日	苗代		ゴオノフダ		フダを挟んだハゼの 木
		ヨコチ 祭又は ミト祭	初蒔後	ミトに小 石をおい て供える	杉の枝		△ イリゴメ	椿・モチバナ (ナワ シロツツジ)
	箕輪	ミト祭	初蒔後	ミト	杉の枝		イリゴメ	椿 ナワシロツツジ
	片平	ミト祭	初蒔 (4 月上旬)	水口	杉葉	修正会で貰っ た護符さん(牛 玉宝印)	△ ヤキゴメをま く	椿、ツツジ
辺	旧東山 村		初蒔 (神 武さん)	水口		御田植の忌串	ヤキゴメ(煎っ た濡米)を紙に 包む	椿、ツツジ
			田植	田の畦		御幣	米と煎り大豆 を入れた蒭俵	蒭俵に御幣をつけた ススキを立てる
郡	助命	ミト祭	社日	ミト	杉の枝			椿
		ウエゾ メ	酉の日が 吉日	カシラマ チ (谷間 の一番奥 の田) の 畦		白紙	煎った青豆・ イリゴメ飯を 入れた蒭俵	栗の木
				畦際	苗12株			萱12本
	遅瀬		田植始め	畦に木の 葉を敷く			大豆の御飯の 入った蒭俵	萱・ナラの枝をその 年の月数だけ立てる
天理市 註(12) 福住	水口祭	ナワシロ シメ (神 武さん頃) の後	水口	氷室神社 のオンダ でもらう 杉の枝		△ ヤッコメ	勧請掛の柳の木<若い 枝>鬼打ちの矢 鬼打ちの矢 山吹・椿	
三味田	水口祭	同上	水口			△ ヤッコメ	初山 (正月2日) 山 でとってきた萩枝で 作った弓 山吹 椿	
大和高原 全域	サブラ キ	田植前の 吉日	畦			紙幣	大豆・洗米を 入れたホウデ ン(苞)2個	栗の小枝

			畦際	苗12本			萱12本
奈良市 註(13) 大慈仙		粃蒔	水口	八坂神社 の御田苗	八坂神社神札		ツツジ 椿
大保	ミト祭	粃蒔	ミズイリ	オンダで 貰ったサ カキ・松 苗			椿 菜種
			畦			イリゴメ	
北野山	苗代祭	粃蒔 (土用の 入りマキ)	ミズカケ	御田苗 杉	氏神のお礼	ヤキゴメ	椿
邑地	ミト祭	粃蒔 (4月14.5 日)	畦	御田苗 杉の枝	神社の祈符札 ゴウサン	ヤキゴメ	
京終	ミト祭	粃蒔	水口	春日大社 の松苗		△ 玄米を煎って 落葉にのせた ヤキゴメ	コゴメ花 山吹の花
旧平城村		粃蒔	苗代の畦 のアキの 方角			煎った糯米 △イリゴメ(キ リコ・豆を混 ぜて煎る)	ナエカズラ 花
		田植	同上		ゴウサン	盆にのせた洗 米・黒豆	椿・コゴメ花 櫻の葉
生駒 郡	三郷町 註(14)	粃蒔 (土用の 入り)	水口	松苗		△ 餅米の粃の残 りを煎る	ツツジ・椿・イチハ ツ
桜井市 註(15) 赤尾		粃蒔	水口	大神神社 の苗松	忍坂山口坐神 社の牛王さん		牛王札を挟すハゼウ ルシの木
川合		粃蒔	水口	同上	八幡神社の牛 王さん		牛王札を水引で結ん だ川柳の枝
三谷		粃蒔	水口	菅原神社 の松苗	菅原神社のゴ ウサン		菅原神社のハナカズ ラ

小夫		初蒔	水口	天神社のケイチン(御田植祭)の松苗				
	サピラキ	田植はじめ	畦		白紙を御幣の形にする	米を蒭俵に入れる	天神社のケイチンの花葛 白紙・蒭俵をつけた栗の枝	
宇陀	大宇陀町註(16)平尾	ミト祭	初蒔(4月10日~17,8日)後	水口	御田祭の蒭穂を蒭東の中央に挿す	札	蒭東の上にキリコか焼米を供える	蒭東の両端に季節の花を立てる
	野依	水口祭	同上	水口		ゴーサン	同上	同上
	牧	水口祭	同上	同上		ゴーサン神楽の札	同上	同上
	田原	水口祭	同上	同上		大神神社の御田ノ札	同上	同上
	宮奥	水口祭	同上	同上		2本の竹筒に半紙を二つ折にして挟む		蒭東の両端に竹を挿しスモモ・ナシ・椿等の実のなる木の花を入れる
郡	サブラキ	田植(6月6日~23日)	田	男が田の端から12本(閏年13本)苗を植える	竹に挟んだ紙の垂れ			ツツジ 蒭 栗の枝
			畦				紙に包んだ焼米	
	菟田野町註(17)	ミト祭	初蒔(4月10日~20日)	水口	蒭のマクラに御田の杉をお札で巻く	△ヤッコメ キリコ		ツツジ 桜 椿
大神	同上	同上	水口を三角に区切るように蒭東をおく	牛のいる家は中央筒に宇太水分サンの御田の牛の祈禱札と杉葉を立てる			蒭東に竹筒を3本挿し、筒ごとに蒭の穂・桜・ユスラゴミを挿す	

宇陀郡	橿原町 註(18)		初蒔後	水口に藁束をおく		牛王さんの札	△ 辛リコ	花
	山辺三		初蒔	初種を浸した桶		葛神社の初祈 禱のゴーサン	洗米	菓子
			田植	田		栗の木の御幣		
	小鹿野		田植	水口か畦				青茅の箸
	室生村 註(19) 深野	ミト祭	初蒔の50 日前 神武さん	水口	杉	牛王札		椿・梅・菜種の花・ 山ウルシの木
	多田	苗代祭	初蒔の50 日前 社日	水口	杉	牛王札	△ ヤッコメ	同上
	黒岩	苗代祭	初蒔	水口に藁 1把に竹 3本		牛王札	半紙に包んで オヒネリにし たヤッコメ	山吹・椿・菜種・ツ ツジ・山ウルシ 彼岸桜
	開路	ミト祭	初蒔	水口の藁 俵		牛王札	同上	同上
	上笠間	ミト祭	初蒔	水口		牛王札	一升樹に入れ たヤッコメ・ 餅米	同上
	小原	ミト祭	初蒔	水口		牛王札	高鉢に入れた 洗米と小豆 △ ヤッコメ	同上
宇陀郡	小原上 笠間 下笠間	水口祭	田植	水口か畦	苗12本 (閏年13本)	栗の木につけ た白紙	藁俵に入れた 煎った青豆や 豆の御飯と洗 米	30cm程の萱12本 (閏 年13本)
	琴引	水口祭	田植	水口		オコナイのと きの牛王札	キリコ・大豆 ヤッコメ	札・椿・ツツジを藁 俵に挿す
	曾瀬村 註(20)	サビラ キ	田植始め	ミト口	主人が苗 12本 (閏 年13本) 植える			萱の穂・栗の穂又は ウツギの花
				畦やトユ			キナコをつけたオ ニギリを2個藪 の葉に包む	

	御杖村 註(21) 土屋原	ミト祭	糰蒔 4月15日 頃開始	ミト			△ ヤッコメ	実のなる花 萱の穂2本
		サビラ キ	田植前	水口			黒豆の煎った のを御飯に入れ 落の葉に包んで 糰で括る ホオの木の葉で 米を包む キナコ	糰で括ったものを 栗の枝に2つくりつ ける 一円玉か五円玉 ミョウガ・落
	神末	ミト祭	糰蒔				△ ヤッコメ	
		サビラ キ	田植	田の水口	苗12本	御幣形の半紙	煎った黒豆と 米を初山のとき の柴で炊き 野落の葉で包 み糰で括った のもサビラキ という	野落で包んだサビ ラキをつけた花の 咲いた栗の枝 茅の穂2本 季節の花
高 市 郡	高取町 註(22) 奥羽内		糰蒔	水口			焼米・煎った 餅花を紙に包 む	
	市尾		糰蒔	水口				ツツジ
北 葛 城 郡	新庄町 註(23)		糰蒔	水口			焼米	祈年祭で頒布した 花の咲いた杉、檜 の葉を束ねたもの 神酒
	香芝町 註(24) 畑 関屋 田尻		糰蒔	水口			正月から残して おいた餅花を煎 る	
	狐井		糰蒔	水口	加守神社 の松の葉	金剛山の札を 竹の先につける		檜の小枝
橿原市 註(25) 香久山 鴨公区		糰蒔 八十八夜	水口				ツツジ	

大和高田市 註(26) 松塚		初蒔 八十八夜	水口	三輪大神 社の松苗			
御所市 註(27) 佐味		初蒔	水口	初山入り でとって きた雌雄 の松苗と 茅柱12本 (閏年13本)	薬師さんのお 札	焼米 餅・みかんを 紙に包んだオ ヒネリ	
五条市 註(28) 車谷	ミナカ ミ祭	正月11日	一番上の 三角にな った田の 清水の湧 き出る所 に芝で壇 を作る			オヒネリ	萱の穂に紙の幣をつ ける
	サビラ キ	田植始め 丑・酉の 吉日				洗米	御神酒
北山	田まつ り	正月11日	一番上の 田の水口		御幣	小さく切った 餅	
		初蒔 八十八夜	水口	松苗	ハゼウルシに つけたゴさん	残った粃を煎 る	小正月の萱の穂の箸 トビヒキの萱の穂 桜・椿・小米花・山吹
		田植前	畦			煎ってすった 大豆と洗米を ツタの葉12枚 (閏年13枚)に のせ栗の花を 添えて盆にの せる	栗の枝3本
丹原	苗代祭	初蒔			ゴさん	粃を煎る	花 萱の穂
小和	サビラ キ	田植	水口			焼米(煎米)	花の咲いた栗の枝
吉野郡 吉野町 註(29)		初蒔 4月下旬	水口	高鉾神社 でもらっ		イリゴノ キリコ	椿・ツツジ・山吹 正月15日の小豆粥を

吉 野 郡	三津 山口				た御田の 杉苗			食べたススキの箸 ゴマメ	
	大淀町 註(30) 持尾		糺蒔 後5月上 ・中旬粟 の花の咲 く頃					季節の花 正月15日の小豆粥を 食べた箸の箸	
	下市町 註(31)		糺蒔	苗代田				正月15日に小豆粥を 食べた箸の箸	
	西吉野 村 註(32)	水口祭	正月11日	田の水口 に鍬で古 稲株を掘 り起こし 窪みにか ざり葉を 敷く		枯れススキ2 本につけた切 紙	米 粟の切り餅	祝い密柑・どろ柑子 干栗・榎・たつくり 紙	
	野迫川 村 註(33) 弓手原	マキド メ	彼岸の中 日か社日	ナオシロ (苗代)に決 めた田の 畦		オコナイでも らったゴーさ ん	一升樹に入れ た煎った玄米 を印だけ蒔く	萱穂 サカキ	
	池津川		糺蒔	水口				残りの籾を焼 米にし竹の皮 に包む	水
	上垣内	水口祭	糺蒔	水口の畦	青松の枝			白米のイリ米	萱か榎の木2.3本
	中・ 柞原		田植前	水口		野川の弁天さ んから受けた ゴマ木に紙を 挟んだもの(フ クタテ)			ツツジ
	大塔村 註(34) 阪本	田祭	正月11日	田の分水 点		主人が御幣を 立てる	餅		密柑 柑子

註 ミズカケ・ミズイリ：田の水の入り口

土 用 ：4月18日

△ヤリゴメ：子供達が「ヤリゴメクレヤナドンガメ放ソ」といいながらヤリゴメを
もらいにまわる。

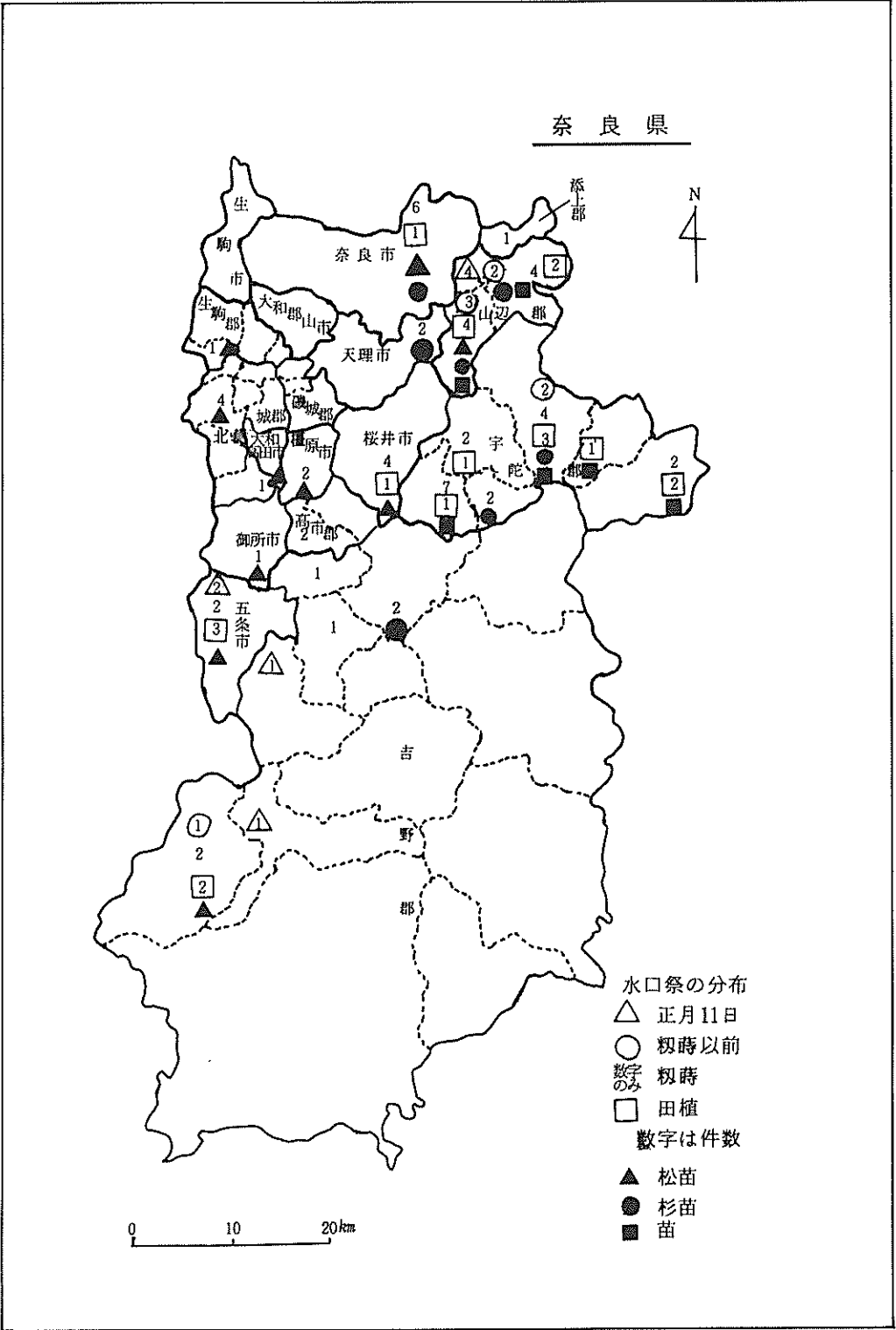
○菓 束 ：3ヶ所をくくってあるもの。

オヒネリ ：餅・みかんなぞを紙で包んだもの。

たつくり ：雑魚

- 誦1)『室生村史』(昭和41年刊)
 (2)『御杖村史』(昭和51年刊)
 (3)『菟田野町史』(昭和43年刊)
 (4)『大字陀町史』(昭和34年刊)
 (5)『桜井市史 下巻』(昭和54年刊)
 (6)『新庄町史』(昭和42年刊)
 (7)倉田一郎『農と民俗学』(民俗民芸双書39 岩崎美術社 昭和52年刊)
 (8)『針ヶ別所村史』(昭和42年刊)
 (9)『名勝月ヶ瀬』(昭和34年刊)
 (10)『針ヶ別所村史』(昭和42年刊)
 (11)『豊原村史』(昭和35年刊)、『東山村史』(昭和36年刊)、『波多野村史』(昭和41年刊)
 (12)『天理市史 下巻』(昭和33年刊)
 (13)『奈良市史 民俗編』(昭和43年刊)、『平城村史』(昭和45年刊)、『大慈仙 I 歴史民俗篇』
 (元興寺仏教民俗資料研究所、昭和49年刊)
 (14)『三郷町史』(昭和51年刊)
 (15)『桜井町史』(昭和32年刊)『桜井市史 下巻』(昭和54年刊)『大三輪町史』(昭和34年刊)
 (16)『大字陀町史』(昭和34年刊)
 (17)『菟田野町史』(昭和43年刊)、『大和菟田野の民俗』(昭和 年刊)
 (18)『榛原町史』(昭和34年刊)
 (19)『室生村史』(昭和41年刊)
 (20)『曾瀬村史』(昭和47年刊)
 (21)『御杖村史』(昭和51年刊)
 (22)『高取町史』(昭和39年刊)
 (23)『新庄町史』(昭和42年刊)
 (24)『大和下田村史』(昭和31年刊)、『香芝町史』(昭和51年刊)
 (25)『今井町史』(昭和32年刊)、『橿原市史』(昭和38年刊)
 (26)『大和高田市史』(昭和33年刊)
 (27)『葛上村史』(昭和33年刊)、『御所市史』(昭和41年刊)
 (28)『五條市史 下巻』(昭和33年刊)
 (29)『吉野町史 下巻』(昭和47年刊)
 (30)『大淀町史』(昭和48年刊)
 (31)『大和下市史 続編』(昭和49年刊)
 (32)『賀名生村史』(昭和34年刊)『西吉野村史』(昭和38年刊)
 (33)『野迫川村史』(昭和49年刊)、『野迫川村民俗資料緊急調査報告書』(奈良県教育委員会、昭
 和48年刊)
 (34)『大塔村史』(昭和34年刊)

奈良県



編集後記

博物館研究紀要も第5号を刊行するに至り、今回は学芸員氏による農耕儀礼に関する論考にまとめ、紀要の5周年といった気負った感じで〈特集号〉とすることができた。

創刊号以来、各回の特別テーマ展の調査・研究の資料を基盤にしたテーマで各号を埋めてきたが、各学芸員の一年間における調査・研究の成果と受けとめていただければ甚幸である。また年々号を重ねることによって、学芸員が少しづつ成長していく姿を温かくみまもっていたいただければとも思っている。

本号の〈特集〉には、御田植祭の台詞についての論考、御田植祭を中世荘園とのかかわりで考察したノート、農耕儀礼としてのオコナイについて検討した論考、そして水口祭について討究した小論を収めて、農耕儀礼についての一端を提示することができたのではないかと思っている。

(★)

奈良県立民俗博物館研究紀要 第5号

発行日 昭和56年3月30日

発行所 奈良県立民俗博物館
大和郡山市矢田町545 (大和民俗公園内)

印刷所 株式会社昭文社
奈良市柏木町176-1





